令和８年（2026年）６月29日（月曜日）

第　３　号

令和８年第２回北海道議会定例会　予算特別委員会第２分科会会議録

第　３　号

令和８年（2026年）６月29日（月曜日）

出席委員

委員長

滝口直人君

副委員長

岡田　遼君

千葉真裕君
藤井辰吉君
水間健太君
武田浩光君
山根まさひろ君
檜垣尚子君
丸岩浩二君
畠山みのり君
白川祥二君
中野渡志穂君
松浦宗信君

出席説明員

経済部長	水口伸生君
経済部観光振興監	後藤知佳子君
経済部食産業振興監	上原和信君
経済部ゼロカーボン推進監	中富大輔君
経済部次長	工藤弘行君
経済企画局長	輿水昌明君
食関連産業局長	堀内一宏君
観光局長	佐々木敏君
観光未来づくり担当局長	冨田英樹君
誘客担当局長	金盛修君
ＧＸ推進局長	上野修司君
新エネルギー担当局長	横山諭君
地域経済局長	矢野伸一君
産業振興局長	北風浩君
資源エネルギー局長	長島正己君
労働政策局長	安彦史朗君
総務課長	三浦正彦君
経済企画課長	工藤和浩君
食産業振興課長	藤井琢英君
食ブランド担当課長	中田智幸君
観光振興課長	秋元宏文君
国際戦略担当課長	寺下教夫君
観光未来づくり担当課長	佐野泰弘君
観光地事業担当課長	大上容子君
ＧＸ推進課長	眞鍋知広君
新エネルギー担当課長	上野淳君
中小企業課長	田島誠也君
金融担当課長	瀧澤博文君
産業振興課長	茶谷智子君
エネルギー政策担当課長	鎗水政好君
雇用労政課長兼働き方改革推進室長	井澤亜紀君

議会事務局職員出席者

議事課主幹	中川雅年君

議事課主査	丈六辰泰君	同	山口徹大君
同	横内颯太君	同	髙澤良幸君
同	川崎優史君	同	成田忠政君

午後１時２分開議

○滝口直人委員長　これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔丈六主査朗読〕

１．本日の会議録署名委員は、

山　根　まさひろ　委員

中野渡　志　穂　委員

であります。

○滝口直人委員長　それでは、議案第１号、第２号及び第16号を一括議題といたします。

１．経済部所管審査

○滝口直人委員長　これより経済部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

千葉真裕君。

○千葉真裕委員　よろしくお願いいたします。

初めに、道が先般示されました「統合型リゾート（ＩＲ）に関する基本的な考え方」改訂素案について伺います。

私が、このＩＲというプロジェクトに感じている最大の可能性は、それが、単なる大規模開発ではなく、極めて高度化されたエコシステム、経済循環の仕組みを北海道に創り出す点にあります。

これまでの地方創生や公的事業の多くは、国や自治体の補助金、助成金に過度に依存し、その財政支援が減額や廃止になった途端に立ち行かなくなるという、極めて脆弱な枠組みの限界を抱えていました。

しかし、ＩＲが目指す姿は全く異なるものであります。圧倒的な民間資本と活力をエンジンとして巨大事業を力強く自走させる、そして、そこから生み出された果実を、施設のさらなる拡大再投資に回すことはもとより、ギャンブル等依存症への対策費用といった社会的コストも自らの収益内で完結して賄い、さらには、道民への利益還元につなげていく、この、税金に頼らず、自立して回り続ける強靭なエコシステムの構築にこそ、我々がＩＲを検討する真の意義があると考えます。

だからこそ、道がこの国策に挑戦し、その強力な事業権を民間に委ねる決断をするのであれ

ば、単にＩＲ事業者がもうかって終わりになっては断じてなりません。道は、道民の最大の利益を確保するというしたたかなスタンスで、時に厳しく事業者の投資や利益還元をコントロールする戦略が不可欠であります。そうした観点から、以下、順次伺います。

基本的な考え方改訂素案では、中核施設を構成する各施設の採算性確保、高い収益性を追求するとされています。

私は、各施設の採算性確保の必要性を否定するものではありませんし、各国のＩＲにおいても、カジノ以外の施設が高い収益を上げている例も承知していますが、当初から各施設が高い収益性を確保できるのであれば、必ずしもＩＲの枠組みを利用する必要がないのではないかとも考えられます。また、当初から各施設単体での黒字化を必須とするなら、事業者は、初期投資を抑え、結果として中途半端な施設となる可能性も考えられます。

道が国策であるＩＲに挑戦するとすれば、我々が目指すべきは、世界から評価され、道民が誇れる世界水準の施設の実現です。過度な採算性の追求が自己目的化し、民間の投資意欲をそいでしまっては本末転倒であります。各施設の採算性向上を促すことは当然としつつも、カジノ収益というＩＲならではのエンジンを最大限に活用し、道として、世界水準のクオリティーと事業全体の持続可能性のバランスをどのように考えているのか、伺います。

○滝口直人委員長　国際戦略担当課長寺下教夫君。

○寺下国際戦略担当課長　中核施設の事業性についてでございますが、基本的な考え方改訂素案において、北海道ＩＲの方向性に関し、ＩＲの事業構造としては、北海道の価値を取り込んだ付加価値の高いサービスの提供といったＭＩＣＥ施設や宿泊施設、送客施設などの中核施設の運営を通じて、観光消費額の拡大とともに、経済波及効果が一層高められていくものとの考えの下、建設費に係る初期投資が大きい中核施設は、その減価償却費を除く通常の運用ベースで各施設ともに黒字化を目指すべきものとの考えをお示ししているところでございます。

また、中核施設は、需要に応じた施設規模などに留意し、総売上げの拡大や高い収益性を追求することで、持続可能性を高めながら、海外のＩＲが小売、飲食、エンターテインメントなどの部門の収益を拡大していることを踏まえ、カジノ収益の再投資で中核施設を強化していくことにより、高い国際競争力も確保されていくものと考えております。

○千葉真裕委員　ＩＲ整備法第15条３項では、「認定設置運営事業者等は、カジノ事業の収益の活用に当たっては、（中略）当該収益を特定複合観光施設の整備その他設置運営事業等の事業内容の向上及び認定都道府県等が実施する認定区域整備計画に関する施策への協力に充てるよう努めなければならない。」とされているほか、同法第177条では、カジノ行為区画に入場する際に入場料を賦課、同法第193条に定める納付金も、カジノ行為粗収益を基礎に算定されることになっています。

将来、カジノ施設以外の各施設が収益を拡大した場合を見据え、非カジノ収益の一部について道に還元させることは可能か、今後の制度設計や実施協定の在り方を検討する上で、こうした視点も重要と考えますが、道の認識を伺います。

○滝口直人委員長　観光局長佐々木敏君。

○佐々木観光局長　中核施設の収益還元についてでございますが、ＩＲ整備法及び施行令では、カジノ収益の粗利益の15％を都道府県等に納付することとされているほか、日本人等がカジノに入場する際の入場料のうち、3000円を都道府県等に納入することとされているところでございます。

これは、ＩＲ整備法の目的として、健全なカジノ事業の収益を活用して特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することとされていることから、納付金や納入金が、国と都道府県等に納付、納入されるものと認識しております。

ＩＲ整備法の目的を踏まえますと、カジノ以外の中核施設の収益の一部を都道府県等に還元させることは想定されていないと考えられるものの、国が定めた基本方針において、ＩＲ事業者に対し、特定区域整備計画に関する都道府県等の施策への協力が求められておりますことから、当該計画に関わる事業については、ＩＲ事業者との協議により、カジノ以外の収益の一部を都道府県等に還元することは可能であると考えております。

○千葉真裕委員　ただいま、佐々木局長から、非カジノ収益についても、事業者との協議により道への還元は可能との明確な答弁がありました。道民への利益還元という視点から、この答弁は極めて意義深いものであると評価いたします。

今後の制度設計や実施協定の在り方を検討する上でも、重要な視点として研究を進めていただくよう指摘いたします。

次に、ＩＲの目標として掲げられている、世界との交流拠点の創出について伺います。

現在、北海道は、次世代半導体のラピダスをはじめ、世界と伍する新産業分野の舞台へと大きく変貌を遂げつつあります。私は、北海道の有する様々なポテンシャルが、もはや東京を経由することなく、世界とダイレクトにつながり、新たな価値を生み出していくという将来を志向すべきであり、ＩＲは、単なる観光集客施設にとどまらず、そのための象徴的な空間、装置でなければならないと考えますが、道は、具体的にどのような意図や構想を持って交流拠点と表現したのか、伺います。

○佐々木観光局長　北海道におけるＩＲの方向性の検討についてでございますが、道では、これまで、世界の観光・ＭＩＣＥの動向等に精通されている方を特別委員に招聘しながら検討を深めてきたところであります。北海道は、今後、世界最大の観光市場に成長することが期待されるアジア・太平洋地域の中にあって、日本の中で北米、欧州と最も近くに位置することからも、北方圏とアジア・太平洋地域との結節点、交流拠点となり得る可能性を持っていると考えているところでございます。

道といたしましては、世界との交流拠点を北海道に創出することで、新たな旅行客による観光消費や経済波及効果のみならず、本道の強みを生かしたＤＸ・ＡＩや食などの産業の成長を後押しし、各地域の持続的な発展に寄与する北海道の経済産業の成長とともに、道民の暮らしの豊か

さの向上を図ることを目的としたところでございます。

○千葉真裕委員　交流とは、双方向性を伴うものであります。単に海外の旅行者に北海道を知ってもらうということだけでなく、道民にとっても、直接、世界にアクセスする、言わば世界への扉としての機能も成案に向けて検討していただきたいと思います。

次に、成案に向けた今後の検討について伺います。

素案では、成案までに、ターゲットとする顧客層を明確にしつつ検討を深めるとあり、有識者懇談会では、ターゲットを絞り込むべきとの意見があるとも伺っております。先ほどの議論のとおり、このＩＲが、世界とダイレクトにつながり、新たな価値を生み出す象徴的空間であり、かつ、巨大なエコシステムを維持しなければならないとすれば、ターゲットを絞り込むことによる機会損失への懸念を持たざるを得ないのであります。

また、近時のマーケティング研究においては、従来のコトラー的なセグメンテーションやロイヤルティー形成を重視する発想に対し、実際の膨大な消費データの分析を基礎として、たまにしか来ないライトバイヤーの獲得による市場浸透率の拡大こそが事業成長の鍵であり、あわせて、競合と明確に識別される独自の記号、アイコンを確立し、世界中の人々の無意識化で北海道のＩＲが自然に想起される状態、すなわちメンタル・アベイラビリティーを形成することが重要であるとの見解が強く示されております。

成案に向けては、こうした最新の知見も取り入れてさらなる検討を進めるべきと考えますが、道の見解を伺います。

○滝口直人委員長　経済部観光振興監後藤知佳子君。

○後藤経済部観光振興監　ＩＲに関する基本的な考え方の検討についてでありますが、道では、コロナ禍以降のＩＲをめぐる環境の変化等を踏まえ、ＩＲの整備の意義などについて、有識者懇談会を開催し、メリット、デメリットの両面から検討を重ねてきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、北海道におけるＩＲの方向性、ＩＲの事業性と地域への効果、現在のギャンブル等依存症に対する対策や地域課題解決のための納付金の活用策などを論点として、委員御指摘の来場者の客層なども含め、北海道におけるＩＲの具体化に向け、事業者の方々や市町村、ギャンブル等依存症対策に従事されている関係者の方々からも御意見を伺いながら、有識者懇談会で議論を重ね、道民の皆様の理解が得られるよう、基本的な考え方の成案の取りまとめに向け、さらに検討を進めてまいります。

○千葉真裕委員　客層などの個別論点に限らず、今回議論した点も含め、北海道ＩＲの役割や世界の中での位置づけ、道民還元の在り方など、より本質的で大きな視座からの議論を有識者懇談会等でも深めていただくよう指摘いたします。

次に、宿泊税についてであります。

本年４月から道でも宿泊税が導入され、私も、特別徴収義務者として税の徴収をいただいている宿泊事業者などから様々な御意見を伺っています。そうした中、道は、５月から６月にかけて、全道各地で地域意見交換会を実施されていると承知しています。そこで、以下、順次伺いま

す。

まず、地域意見交換会では、道側からどのような説明等を行っているのかを含め、開催状況について伺います。

○滝口直人委員長　観光未来づくり担当課長佐野泰弘君。

○佐野観光未来づくり担当課長　地域意見交換会についてでありますが、道では、今後の観光振興施策の検討に当たり、各地域の特性やニーズを把握し、適切に事業に反映することが重要であると考えていることから、市町村や観光関連事業者の方々から道の観光振興施策全般について御意見を伺うため、先般、道内23か所で、オンラインを含め、延べ454名の方々に御参加いただき、地域意見交換会を開催したところでございます。

この地域意見交換会では、第６期北海道観光のくにづくり行動計画の内容や、宿泊税を活用する施策の基本的な考え方として、宿泊税制度の目的や税を活用する施策の考え方のほか、道が昨年度実施した宿泊者の方々などを対象とした宿泊税の使途などについてのアンケート結果をお示ししたほか、令和８年度観光関連予算の主な事業内容について御説明し、御参加の皆様から様々な御意見を伺ったところでございます。

○千葉真裕委員　地域意見交換会で、参加者からはどのような意見があったのか、伺います。

○佐野観光未来づくり担当課長　地域意見交換会での御意見についてでありますが、自治体や観光団体、事業者などの参加された方々からは、地域資源を組み合わせた広域周遊観光推進の取組を進めてほしい、標識の多言語化など受入れ環境の整備や地域の取組支援が必要、観光客の移動ニーズに対応する柔軟な２次交通対策やガイドなどの人材育成に関する支援のほか、安全、安心に向けてマナー啓発の取組や災害対応に関する備蓄品の整備などの支援が必要といった御意見をいただいたほか、宿泊税を活用した事業の透明性や見える化の必要性など、地域の実情や課題に係る様々な御意見をいただいたところでございます。

○千葉真裕委員　ただいまの答弁では、道内23か所で意見交換会を開催され、オンラインも含め、延べ454人の参加があったとのことでありますが、業務の都合上、こうした機会に参加できない事業者等もいると思います。そうした方々からの意見把握をどのように行っているのか、伺います。

○佐野観光未来づくり担当課長　御意見の把握方法についてでありますが、道では、ホームページで宿泊税制度や使途についての御意見や御提案を随時募集しており、４月の制度導入後では、観光客のマナー啓発や移動手段、交通利便性の向上などについて37件の御意見をいただいたところでございます。

また、宿泊団体の方々との制度運用に関する意見交換や、宿泊事業者や観光協会などへ直接訪問する中で、人流データの収集、分析や人手不足解消などについて御意見をいただいているところでございます。

道といたしましては、今後も、関係者の方々との意見交換などを通じて、地域の観光を取り巻く実情や課題、ニーズの把握に努めてまいります。

○千葉真裕委員　また、本年４月から新たな導入ということもあり、事業者から徴税事務等の技術的な問合せも多いと思いますが、こうした問合せへの対応状況を伺います。

○佐野観光未来づくり担当課長　宿泊事業者からのお問合せや御意見についてでありますが、宿泊事業者の皆様からは、宿泊者が購入する旅行商品に宿泊税が含まれているかどうかが分かりにくく対応に苦慮していることや、宿泊税制度を導入している他の都府県の事例として、課税免除となる修学旅行において、証明書が提出されなかったため課税免除できないケースがあったといった御意見をいただいたところでございます。

このため、道では、先般、道内外の旅行業の皆様に、旅行商品の料金表示に宿泊税が含まれているかどうか分かりやすい記載としていただくことや、修学旅行等における学校長等の証明書の取得、提出に係る宿泊施設との調整などについて協力を依頼したところでございます。

また、４月１日に道が開設した年中無休のコールセンターでは、６月14日時点で287件のお問合せがあり、主に、宿泊事業者の方々からの税額の計算方法や申告書の記載方法などといったお問合せに対応しているところでございます。

道といたしましては、今後も、税を徴収していただく宿泊事業者の皆様などからの御意見を伺い、課題となる事項に丁寧に対応してまいります。

○千葉真裕委員　これまで、るる答弁がありました。また、我が会派の代表格一般質問において、市町村との個別協議を進めていることや、ロゴマーク等により宿泊税活用事業の見える化に取り組んでいく考えも伺ったところでもあります。

今後も、地域や宿泊事業者など関係者の声も丁寧に確認しながら進めていく必要があると考えますが、道として、今後の事業実施に当たり、どのように地域等の意見を把握し、宿泊税活用事業を進めていく考えなのか、伺います。

○後藤経済部観光振興監　今後の事業の進め方についてでありますが、道では、宿泊税を活用した事業については、地域の皆様の御意見を伺い、地域の御意向を踏まえながら実施していくことが重要であると認識しております。

このため、観光人材確保に関する事業の実施に当たっては、道内市町村や宿泊事業者、観光協会などに対し、人材の育成・確保に関する調査を行っているほか、観光情報基盤構築に関する事業においても、データの活用状況等に関する市町村や観光団体への調査を行い、地域と連携した事業となるよう進めているところでございます。

道といたしましては、今後も、関係者の皆様から御意見を伺い、宿泊税活用事業が地域課題の解決に向けた効果的な事業となるよう取り組んでまいります。

○千葉真裕委員　私も、観光関連事業者の皆さんとの意見交換の中で、佐野課長を先頭に、御担当の皆さんが小まめに事業者を訪問し、ヒアリングや意見交換を行っていると伺っています。ぜひ、今後もそうした姿勢で臨んでいただきたいと思います。

次に、中東情勢への対応についてであります。

中東情勢の先行きがなお不透明な中、国においては、夏季の電気・都市ガス料金への対応や重

点支援地方交付金の追加措置など、国民生活や経済活動への影響を緩和する取組が進められております。道においても、今定例会に総額57億6000万円余りの追加補正予算案を提案し、あわせて、物価高対応緊急経済対策を改定したところであります。

本道は、広域分散型の地域構造に加え、物流、農林水産業、中小企業経営など、エネルギー価格や資材供給の影響を受けやすい地域特性があります。今回の対策を、必要とする道民や事業者に着実に届けるとともに、今後の影響の長期化にも備える必要があると考え、以下、何点か伺います。

今回の補正予算は、中東情勢が不透明である中、国の電気・都市ガス料金支援や重点支援地方交付金の追加措置に対応し、当面の物価・エネルギー高の影響緩和を図るとともに、中小企業者等の資金繰りを支えるため、必要な経費を計上したものとされています。

道は、中東情勢等による道民生活や地域経済への影響をどのように受け止め、どのような考え方の下、今回の補正予算を編成したのか、伺います。

○滝口直人委員長　経済企画局長輿水昌明君。

○輿水経済企画局長　補正予算等についてでございますが、本道では、物価上昇が続く中、中東情勢の影響により、燃料油や石油化学製品の高騰、流通の目詰まりなど、道内においても影響が顕在化し、道民の皆様の暮らしや事業者の方々の経営も厳しい状況が続いているものと認識しております。

このような中、道では、５日に経済対策推進本部会議を開催し、知事から、地域の実情を十分に把握するとともに、必要な支援について検討するよう指示があったところです。

道といたしましては、地域や幅広い分野の方々の声、さらには、道議会各会派からいただいた御要望などを踏まえ、幅広い道民の皆様や事業者の方々の負担軽減の一助となるよう、限られた財源の中、国の支援の対象外となるＬＰガスや特別高圧電力を利用する皆様への支援のほか、中東情勢の影響に伴う供給制限等により経営への影響が生じている中小・小規模事業者の方々への資金繰り支援策として、道の中小企業向け融資制度に中東情勢対策特別枠を創設することとし、先日、関連する補正予算案を追加提案したところであります。

○千葉真裕委員　今回のＬＰガス利用者緊急支援事業及び特別高圧電力利用事業者緊急支援事業については、国の電気・ガス料金支援や重点支援地方交付金の追加措置を踏まえ、道として必要な経費を計上したものと承知しております。

一方で、本道は、広域分散型の地域構造にあり、ＬＰガスの利用実態や特別高圧電力を利用する事業者の地域経済における役割など、地域ごとに事情も異なるものと考えます。こうした地域の実情に即して支援の効果を発揮させることが重要でありますが、道として、道内の実情をどのように把握し、今回の取組を進めていくのか、伺います。

○滝口直人委員長　経済企画課長工藤和浩君。

○工藤経済企画課長　エネルギー価格支援に向けた道の役割についてでありますが、エネルギー価格が高騰している中、道内では、直近６月調査のＬＰガスの小売価格は過去最高値を更新する

とともに、その料金水準は全国平均を大きく上回っており、他の都府県と比べ、利用者の負担が大きくなっているところでございます。

また、本道の電気料金は全国で最も高い水準となっている中、特別高圧電力につきましても価格は高止まりしており、道内経済を支える中小企業者の方々の経営は厳しい状況が続いております。

こうした中、先般、国におきまして、重点支援地方交付金が措置されましたことから、道としては、交付金を活用し、ＬＰガスの支援については、国が実施する都市ガス支援と比べても遜色のない水準としたほか、特別高圧電力の支援についても、高圧電力に対する国の支援と同じ水準の支援を行うこととしたところでございます。

道といたしましては、これらの支援を通じ、ＬＰガスや特別高圧電力を利用します多くの道民の皆様や事業者の方々の負担軽減の一助となるよう、着実な事業執行に努めてまいります。

○千葉真裕委員　中小企業総合振興資金貸付金では、新たに中東情勢対策特別枠を創設し、融資枠100億円、融資限度額１億円以内、融資期間10年以内とされています。対象は、中東情勢の影響に伴う石油製品等の供給制約により経営上の影響を受け、最近３か月の売上高が前年同月比で５％以上減少するなどの要件を満たす中小企業者等とされています。

資金繰りに不安を抱える事業者が必要な時期に制度を活用できるよう、道としてどのように取り組むのか、伺います。

○滝口直人委員長　金融担当課長瀧澤博文君。

○瀧澤金融担当課長　資金繰り支援についてでございますが、道では、このたび、中東情勢の影響を受け経営に支障を生じている中小・小規模事業者の資金繰りを支援するため、中小企業総合振興資金に中東情勢対策特別枠を創設することとしたところでございます。

この特別枠では、石油化学製品の供給制約などによる売上高の減少や仕入価格高騰による売上原価率等の増加などの影響を受けている事業者向けに、１年以内の短期資金も対象としたほか、現行で最も低い融資利率を適用するとともに、取扱期間中は利率を改定しないこととし、また、元金返済の据置期間を最大３年間としたことに加え、北海道信用保証協会との連携によりまして、保証料を割り引くことで、事業者の負担軽減を図ることとしたところでございます。

道といたしましては、議決後、速やかに融資取扱いを開始するとともに、庁内関係部局や関係機関と連携を図りながら丁寧な情報発信を行い、支援を必要とする事業者の方々における本特別枠の円滑な活用を促進してまいります。

○千葉真裕委員　今回改定された経済対策では、供給面の対応として、庁内プロジェクトチームの編成、国等と連携したプッシュ型の目詰まり調査、既存事業の活用促進、国や道の取組、支援施策等の定期的な情報発信が掲げられております。価格面の支援だけでなく、資材や石油由来製品などの供給面の不安を早期に把握し、必要な対応につなげることが重要であります。

道は、現場の影響把握と情報発信にどのように取り組むのか、伺います。

○工藤経済企画課長　供給面での影響把握等についてでありますが、国では、燃料油や石油化学

製品等の供給に関する情報提供窓口を設置し、関係省庁が連携して影響の解消に向けて対応しますとともに、流通の目詰まりによる影響を受ける川下の事業者に対して、個別に状況の把握を行い、対策の強化を図っているところでございます。

道としては、こうした国の動きも踏まえながら、これまで実施してきました庁内連絡会議を通じた関係団体への影響調査や国の対応状況などの情報共有に加え、関係各部や振興局で構成しますプロジェクトチームを新たに編成し、国や関係団体と連携して、燃料油や石油化学製品等の供給状況の実態や支援ニーズの把握、さらには、課題を抱える事業者への専門家派遣などに機動的に取り組みますほか、国や道が取り組んでいる様々な対策などの情報を事業者の方々にもしっかりとお伝えすることにより、不安の解消に努めますとともに、経営安定に向けた支援が行き届くよう取り組んでまいります。

○千葉真裕委員　中東情勢等の影響は、燃料費や資材価格の上昇にとどまらず、仕入れコストの増加、納期の遅れ、利益率の低下など、中小・小規模事業者の経営全般に及ぶものと考えます。

今回の対策では、既存の取組として、特別相談窓口の設置、中小・小規模企業賃上げ環境整備等支援事業、人材確保支援事業なども位置づけられております。

道として、資金繰り支援に加え、経営相談や価格転嫁の促進など、事業者の経営維持に向けてどのように対応していくのか、伺います。

○滝口直人委員長　中小企業課長田島誠也君。

○田島中小企業課長　事業者の経営維持に向けた支援についてでございますが、中東情勢の影響により、原材料価格の高騰が長期化する中で、中小・小規模事業者の経営の安定化を図っていくためには、適切な価格転嫁ができる取引環境の整備や事業者からの相談などに適切に対応することが重要と認識しております。

このため、道では、価格転嫁や取引の適正化の徹底に向け、国に対し、発注事業者に対する監督指導をより一層強化するよう要望しましたほか、発注側企業が、取引先との共存共栄の取組や取引条件のしわ寄せ防止を代表者の名前で宣言する、パートナーシップ構築宣言の普及などに取り組んでおります。

また、本庁と14振興局に設置している中小企業経営相談室や北海道中小企業総合支援センターによる相談対応に加え、専門家の派遣や生産性の向上に向けた支援を実施するなど、中小・小規模事業者の方々の経営の維持継続に向け、きめ細かな支援に努めてまいります。

○千葉真裕委員　今回の経済対策では、省エネ・新エネ、省資源・リサイクルの取組として、省エネの呼びかけ、企業向けセミナーの開催、専門家派遣、省エネ・新エネ設備導入支援、ワンストップ相談窓口の設置などが掲げられております。当面の価格高騰対策と併せ、エネルギーコストの上昇に強い経営体質づくりを進めることも重要であります。

道として、事業者の経営安定にもつながる省エネ、新エネ等の取組をどのように進めていくのか、伺います。

○滝口直人委員長　新エネルギー担当局長横山諭君。

○横山新エネルギー担当局長　省エネ、新エネ等の取組についてでございますが、道では、昨年度改定した北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画におきまして、徹底した省エネ社会の実現や、地域との共生を図りながら新エネを最大限活用することを目指す姿として位置づけ、これまで、ホームページなどにおける国や道施策の一元的な情報発信のほか、専門家の地域への派遣、構想・計画段階から設備導入段階までの各段階に応じた支援や、エネルギーの地産地消の取組などを行っているところでございます。

道といたしましては、事業者が省エネや再エネの導入に取り組むことは、温室効果ガス排出削減への対応のみならず、エネルギーコストの削減や、企業価値を高め、競争力の強化に資するとともに、再エネを自家消費する場合はレジリエンス強化にもつながる取組であると考えておりまして、今後とも、こうした事業者の方々の取組を支援してまいります。

○千葉真裕委員　中東情勢の先行きが不透明となっている中、道では、物価高対応緊急経済対策として、物価やエネルギー高の影響を受けている道民の負担軽減のため、道民生活応援ポイント給付事業を実施することとし、今月25日からポイントの申請受付を開始したと承知しています。

その一方で、同日、九つの自治体で１万件を超える世帯主情報に不備が見られ、その方々は、ポイントの申請ができないといった事象が発生しました。物価高が続く中で、本事業に関する道民の関心も高いことから、こうした不備を早急に修正し、迅速にポイントを給付することが必要と考えますが、今般の事象の具体的な内容と、道として、こうした事象に対してどのように対応しているのか、伺います。

○滝口直人委員長　経済部長水口伸生君。

○水口経済部長　道民生活応援ポイント給付事業についてでございますが、物価上昇が続く中、中東情勢の影響により道民の皆様の生活は厳しい状況が続いておりますことから、道では、道内の全ての世帯主の方を対象に本事業を実施することとし、今月25日からポイントの申請受付を開始したところでございます。

ポイントを受け取る際、対象となる世帯主御本人を認証するため、送付するはがきに記載のＱＲコードと御本人のマイナンバーカードをスマートフォンに読み込ませる必要がございますが、同日、一部の市町村において、世帯主の方がポイントを受け取ることができない事象や、世帯主ではない方に案内はがきが届いた事象が生じましたことから、詳細を確認しましたところ、自治体から提供を受けました世帯主情報の内容の一部に不備があったことが判明いたしました。

このため、道では、市町村に緊急再点検調査を行いますとともに、こうした事象の影響を受けた世帯主の方の給付手続を可能とするため、対象の市町村から修正、確認後の世帯主情報の提供を受け、情報の不備を解消することとしておりまして、約１万1000件と最も数の多かった帯広市については、６月27日に修正作業を終え、該当の方々のポイント受け取りが可能になったところでございます。

道といたしましては、引き続き、他の町村分の修正作業を進めますとともに、コールセンターへの問合せ状況を確認し、必要な対応を行いながら、多くの道民の皆様への円滑な給付に努めて

まいります。

○千葉真裕委員　今回判明した事案は、市町村から提供された世帯主情報の一部に不備があったことによるものであり、道において事前に確認することが困難な性質のものであったと承知しております。

一方で、事案の判明後は、市町村により世帯主情報の再提出を受けたものから速やかに修正を行い、対象となる方々がポイントを受け取ることができるようにするなど、現在も作業が進められており、迅速に対応していることは評価したいと思います。

道民の皆さんの関心も非常に高い事業でありますので、引き続き、市町村や事業者との連携を一層密にしながら、丁寧な情報発信と適切な進行管理に努め、道民が安心して利用できるよう、円滑な事業実施に万全を期するようお願いいたします。

今回の一連の対策は、当面の物価・エネルギー高への対応として重要でありますが、中東情勢等の影響が長期化する場合には、価格、供給、経営の各面から、状況の変化に応じた機動的な対応が求められます。道民生活と地域経済を守るため、今後どのように対策を進めていく考えなのか、所見を伺います。

○水口経済部長　今後の対応についてでございますが、中東情勢は、米国とイランが戦闘終結に向けた覚書に合意したものの、依然として先行きが不透明な中で、影響の長期化が懸念されるところでございます。

こうした中、道では、本年２月に決定しました物価高対応緊急経済対策を改定し、価格、供給、経営、省エネ・リサイクルなどの四つの柱で対策を進めていくこととしております。

道といたしましては、関連する補正予算案を議決いただいた後には、現在実施している道民生活応援ポイント給付事業等も含めました物価高対応緊急経済対策を着実かつ効果的に執行し、道民の皆様や事業者の方々への影響の緩和に努めますとともに、地域や事業者の方からの声に真摯に耳を傾け、刻々と変化する中東情勢や国の政策動向なども踏まえながら、適時適切に対応してまいります。

○千葉真裕委員　中東情勢等の先行きがなお不透明であり、道民生活や地域経済への影響の長期化が懸念されます。今後の対応について、知事の所見を伺う必要があると考えますので、委員長におかれましてはよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

次に、職場における熱中症対策についてであります。

厚生労働省によれば、令和７年の職場における熱中症による死傷者数、具体的には、死亡及び休業４日以上の業務上疾病者の数でありますが、全国で1803人となり、統計開始以来最多となっています。道内においても、令和７年の熱中症による労働災害は、死亡１人を含む142人とされており、直近６年間で２番目に多い発生件数となっています。

また、気象庁の向こう３か月の見通しでは、６月から８月にかけて、全国的に気温が平年より高くなる見込みとされており、今年の夏も、早い段階から熱中症への警戒が必要であります。もはや、熱中症対策は夏場の一時的な注意喚起にとどまらず、働く方々の命と健康を守り、企業活

動を維持する上で重要な課題であると考えます。そこで、道内企業における熱中症対策について、以下、伺います。

北海道労働局の資料によれば、令和７年の道内における熱中症による労働災害は142人で、このうち、屋外での発生が約65％、屋内での発生が約35％とされております。また、業種別では、建設業が30.3％、製造業が12.0％、商業が7.7％、警備業が7.0％などとされており、屋外作業だけではなく、工場、倉庫、店舗、警備など幅広い現場でリスクが生じていることがうかがえます。

本道は、寒冷地というイメージが強い地域でありますが、近年の気温上昇を踏まえれば、これまでの感覚だけでは対応できない状況になっていると考えます。

道として、道内事業所における熱中症の発生状況をどのように受け止め、どのような業種や現場で特に対策が必要と認識しているのか、伺います。

○滝口直人委員長　雇用労政課長兼働き方改革推進室長井澤亜紀君。

○井澤雇用労政課長兼働き方改革推進室長　熱中症の発生状況についてでございますが、北海道労働局の調査によりますと、昨年の職場における熱中症による休業１日以上の死傷者数は、死亡者１名を含めて142名となっており、建設業や製造業が多いものの、幅広い業種や現場で、屋内外を問わず発生しております。

発生した事例を見ますと、労働衛生教育の実施を確認できなかったものや、糖尿病、高血圧症など、熱中症の発生に影響を及ぼすおそれがある疾病や所見を有している方への配慮を行っていなかったものがあったところであり、職場の熱中症対策のためには、業種等を問わず、予防対策や早期発見のための体制整備、重篤化を防止するための措置の実施手順の作成などの防止対策に取り組むことが重要と認識しております。

○千葉真裕委員　職場における熱中症対策については、令和７年６月に改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための報告体制の整備、重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの関係作業者への周知が事業者に義務づけられました。

さらに、令和８年３月には、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が示され、暑さ指数、いわゆるＷＢＧＴ値の把握、遮熱設備や冷房設備、休憩場所の整備、飲料水や塩あめなどの備えつけ、作業時間の管理、教育研修の実施など、事業者には多岐にわたる対応が求められています。

道として、こうした熱中症対策を事業者が適切に講じることができるよう、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○井澤雇用労政課長兼働き方改革推進室長　熱中症対策の普及についてでございますが、国では、昨年、労働安全衛生規則を改正し、事業者に対して、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見する体制の整備や、熱中症の重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成、これらに関する作業者への周知を義務づけるとともに、本年３月、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定し、熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示していると

ころであり、ポータルサイトにおきまして、熱中症対策の具体的な対策や参考となる事例を資料や動画で情報提供し、事業者が業種、業態に応じて適切に取り組むよう促しているところでございます。

道といたしましては、事業者が規則やガイドラインに応じた対策を講じることができるよう、ホームページにおいて国のポータルサイトに誘導するほか、各振興局で開催しています労働問題セミナーにおいて情報提供を行うなど、国や関係機関と連携し、熱中症対策の普及に向けて取り組んでまいります。

○千葉真裕委員　国においては、令和８年度、エイジフレンドリー補助金に熱中症対策コースが設けられるなど、職場における熱中症対策を支援する制度が用意されています。

この補助金は、60歳以上の高年齢労働者が常時１名以上就労している中小企業事業者を対象としており、活用が期待される一方、全ての中小・小規模事業者が対象となるものではありません。また、対象要件や補助対象経費、申請時期、交付決定前の発注が対象外になるなど、制度の内容を正しく理解して対応する必要があり、事業者によって活用に差が生じることも懸念されます。

道として、北海道労働局や商工団体、業界団体、市町村などと連携し、こうした支援制度を必要な事業者に確実に届けるため、どのように対応を進める考えなのか、伺います。

○井澤雇用労政課長兼働き方改革推進室長　エイジフレンドリー補助金についてでございますが、国では、エイジフレンドリー補助金において、体温を下げる機能のある服やスポットクーラーなど、効率的に身体冷却を行うために必要な機器などの導入や労働安全衛生の専門家による指導を受ける経費を補助しており、北海道労働局が道内市町村や関係団体などに対して本補助金について周知するとともに、助成金ガイドブックやポータルサイトなどにおいて広く情報提供を行っております。

道といたしましては、職場環境改善をテーマとするセミナーや個別相談会において本補助金に関する情報提供や相談に対応するほか、ホームページにおいても紹介しているところであり、国や関係機関と連携し、熱中症対策に取り組む事業者の方々への支援に努めてまいります。

○千葉真裕委員　熱中症対策は、法令に基づく最低限の対応にとどめるのではなく、現場で実際に働く方々が、危険を感じたときに休める、体調不良を言い出せる、すぐに冷却や搬送につなげられる、そうした実効性ある仕組みにしていくことが重要であります。

また、本道には、建設業、農業、運輸業、製造業、観光関連産業など、屋外作業や暑熱環境での作業を伴う現場が各地域に広く存在しており、地域や業種の実情に応じた対策が求められます。その一方で、中小・小規模事業者から見れば、費用負担、人員不足、情報不足などにより、必要性を理解していても十分な対策に踏み出しにくい面もあります。

道としては、関係機関と連携し、制度の周知、好事例の横展開、相談体制の充実などを通じて、道内企業の実効ある熱中症対策を後押ししていく必要があると考えます。道内企業における熱中症対策の強化に向け、今後どのように取り組んでいく考えなのか、所見を伺います。

○滝口直人委員長　労働政策局長安彦史朗君。

○安彦労働政策局長　今後の取組についてでございますが、職場における熱中症を防止するためには、事業者が、国の規則やガイドラインを踏まえつつ、その業種や業態に応じて適切な対策に取り組むことが重要でございます。

道といたしましては、引き続き、熱中症対策に関する情報を広く周知するため、セミナーやホームページを通じ、国の規則やガイドライン、エイジフレンドリー補助金といった支援制度、熱中症対策の取組事例の紹介を行うとともに、機運の醸成を図るため、働き方改革推進企業認定制度において、熱中症対策を含めた就業環境の改善への取組を評価するほか、企業の取組を後押しするため、専門家による個別相談への対応や伴走支援、職場環境の改善に取り組む中小企業を対象に低利で融資するステップアップ貸付において、空調設備の導入などの費用を支援するなど、国や関係機関と連携し、道内企業における熱中症対策の取組を支援してまいります。

○千葉真裕委員　次に、カスハラ対策についてであります。

顧客等による著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントは、従業者等の人格や尊厳を傷つけ、心身に重大な影響を及ぼすだけでなく、人手不足が深刻化する中、事業活動の継続にも関わる重要な課題であります。

本道においては、令和７年４月１日に北海道カスタマーハラスメント防止条例が施行され、また、道が実施した令和７年度カスタマーハラスメント実態調査の結果も公表されております。さらに、国においても、令和８年10月１日から、事業主に対し、カスタマーハラスメント対策などが義務づけられることとなっており、とりわけ体制や人材に制約のある中小・小規模事業者への支援が重要になるものと考えます。そこで、以下、何点か伺います。

道の実態調査では、最近１年間にカスタマーハラスメントがあったと回答した事業所が32.1％となっており、また、被害を受けた社員、職員への心理的影響について、よくある、時々ある、まれにあるを合わせると８割を超えています。

こうした調査結果について、道としてどのように受け止めているのか、伺います。

○井澤雇用労政課長兼働き方改革推進室長　実態調査についてでございますが、道が、昨年度、道内事業者を対象に実施したカスタマーハラスメント実態調査の結果では、カスタマーハラスメントがあった事業者は32％となっており、その内容は、威圧的な言動が最も多く、精神的な攻撃、継続的、執拗な言動が続いているところです。

また、カスタマーハラスメントがあったと回答した事業者のうち、社員、職員への心理的影響があったのは82％となっております。

東京都が実施しました同様の調査の結果では、カスハラがあった事業者は25％となっており、32％の本道は、東京都より若干高くなっているところです。

こうした結果から、本道におけるカスハラの広がりやカスハラによる就業環境悪化の実態が改めて確認されたところであり、道としては、カスハラ防止に向けた取組の重要性を再認識したところでございます。

○千葉真裕委員　同じ調査では、カスタマーハラスメント対策の基本方針について、策定済みは27.2％にとどまり、ないが41.0％となっております。また、マニュアルや対応手順書についても、整備済みは20.2％である一方、ないが47.6％となっております。

さらに、規模別で見ると、従業員１人から５人の事業所では、基本方針が未策定の割合が72.0％、マニュアル等がない割合が70.8％となるなど、小規模な事業所ほど取組が進みにくい状況がうかがえます。

こうした中小・小規模事業者が、自力で基本方針や対応マニュアル、相談体制を整えることは容易ではないと考えますが、道としてこの現状をどのように受け止めているのか、伺います。

○井澤雇用労政課長兼働き方改革推進室長　事業者における取組状況についてでございますが、実態調査の結果では、カスハラ対策の基本方針については、策定済みが27％、検討中が32％、研修については、実施している、検討中のいずれも22％となっているなどのほか、規模が小さい事業所ほど、そうした割合が小さい傾向が見られるところです。

こうした結果から、事業者におけるカスハラ防止対策の取組が広がりつつあるものの、規模の小さい事業所では取組の遅れが見られたところであり、道といたしましては、小規模な事業者をはじめ、様々な主体にカスハラ防止対策が広がるよう支援に取り組むことが重要と再認識したところでございます。

○千葉真裕委員　国においては、令和７年に労働施策総合推進法等の一部が改正され、令和８年10月１日施行により、カスタマーハラスメント対策などが義務化されることとされております。

一方で、最近の報道では、企業の間で、正当なクレームとの線引きやノウハウ不足、人手不足などを理由に、対応指針の整備や研修の実施などが進んでいない状況も指摘されております。

カスタマーハラスメント対策は、従業者を守るためだけでなく、顧客等からの正当な意見や苦情を受け止めつつ、現場で働く方々が安心して仕事ができる環境を整え、事業の継続やサービスの質の向上にもつながる取組であります。

道の条例では、道が情報収集及び情報提供、相談支援体制の整備、人材育成、啓発活動、関係機関との連携などを行うこととされており、今後は、実態調査の結果を具体的な施策につなげていくことが重要であります。

道は、国の義務化を見据え、実効あるカスタマーハラスメント対策の促進に向け、今後どのように取り組んでいく考えなのか、所見を伺います。

○水口経済部長　道の取組についてでございますが、道では、これまで、カスハラ実態調査の実施や特設サイトの開設、ポスター、リーフレットの作成、配布を通じた普及啓発、ハラスメント・労働相談コールの開設による相談対応のほか、カスハラ対策を学ぶセミナーの道内各地での開催などに取り組んできたところでございます。

実態調査の結果を見ますと、事業者においては、カスハラ防止に向けた取組や条例に対する認知が広がりつつあり、また、本年10月には、改正労働施策総合推進法が施行され、事業者のカスハラ防止措置が義務づけられることとなったところでございます。

道といたしましては、今後、カスハラへの関心、理解や防止対策がさらに広がるよう、啓発用のデジタルサイネージデータの提供拡大や特設サイトの内容の充実、相談窓口の周知強化、国と連携した改正労働施策総合推進法の説明会の開催、防止対策セミナーのリモート開催の拡大に取り組み、特に、中小・小規模事業者への支援に向けては、カスハラ対策の基本方針の作成事例や国が作成した対応マニュアルなどを紹介し、それらの導入を後押しするなど、周知啓発や相談対応、人材育成の取組を強化し、国や市町村、関係団体とも連携しながら各般の施策をより効果的に進めてまいります。

○滝口直人委員長　千葉(真)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

岡田遼君。

○岡田遼委員　それでは、私から、１項目だけ、道民生活応援ポイント給付事業と北海道アプリについて質問をいたします。

国の重点支援地方交付金を活用した、道内の全世帯に給付される道民生活応援ポイント給付事業が始まりました。申請期間は６月25日から11月16日までであり、アプリによる申請の場合は取扱店舗で使えるどうみんポイント5500円相当、郵送による申請の場合はＪＣＢギフトカード5000円相当となっています。また、この事業に伴い、マイナンバーカードによる本人確認機能を備えた北海道アプリが開発されたことから、以下、質問をいたします。

このポイント給付事業は、第１回定例会において予算計上され、約４か月の期間を経て、ようやく事業がスタートしました。ポイントの有効期限は６月25日から12月15日までとなっており、半年もありません。この事業は、物価高対策緊急支援であり、プッシュ型にてギフトカードを郵送するなどの手法にすれば、時間を要せずに事業が開始されたのではないかと疑問が残ります。

また、この点に関しては、我が会派の池端議員の一般質問でもただしましたが、対応が遅過ぎると言わざるを得ません。開始時期に時間を要した要因を伺うとともに、開始時期と有効期限に対する道の所見を伺います。

○滝口直人委員長　経済企画課長工藤和浩君。

○工藤経済企画課長　事業の開始時期などについてでありますが、物価上昇が続く中、中東情勢の影響により燃料油や石油化学製品が高騰するなど、道内においても影響が顕在化しており、道民の皆様の生活も厳しい状況が続いているものと認識をしております。

こうした中、道では、本事業の実施に当たり、既存アプリの仕様変更といったシステムの整備などに時間を要しましたものの、道民の皆様に迅速かつ確実に応援ポイントをお届けするよう準備を進めた結果、当初は７月としていた申請受付開始時期を前倒しし、６月25日から申請受付を開始したところでございます。

また、本事業は、国の重点支援地方交付金を活用することから、令和８年度内に委託料の精算を終える必要があります。

委託事業者が発行するポイントにつきましては、利用された分のみを本事業の対象経費として

認めることとしており、委託事業者が利用された店舗との精算手続に一定の期間が必要と見込まれますことから、有効期限を12月15日としたところでございます。

○岡田遼委員　答弁をいただきましたが、当初からアプリの開発ありきの開始時期であり、果たして緊急の物価高対策となっているのかという点では疑問が残ることを指摘させていただきたいというふうに思います。

次に、アプリによる不具合についてです。

事業開始当日に、一部の自治体において、対象となる道民がポイントの付与手続が進められない事案が生じました。本事業は、物価高の影響を受ける道民生活を支えるための緊急的な支援策であり、その効果を十分に発揮するためには、対象者が円滑に申請し、速やかに給付を受けられることが何よりも重要であります。このような中、事業開始直後から、不備により支援を受けられない方が生じたことは、制度への信頼にも関わる問題でもあります。

そこでまず、現時点において、不具合及び影響が判明している市町村、そして、その対象世帯数について伺います。

あわせて、今回の事案はどのような要因で発生しているのか、伺います。

○工藤経済企画課長　道民生活応援ポイント給付事業についてでありますが、本事業については、今月25日からポイントの申請受付を開始したところでありますが、一部の市町村において、世帯主がポイントを受け取ることができない事象や、世帯主ではない方に案内はがきが届いた事象が、コールセンターへの相談で判明をしたところでございます。

このため、該当の市町村への確認、さらには、各市町村への緊急再点検調査を行いましたところ、まだ回答をいただいていない市町村が幾つかありますが、自治体から提供を受けた世帯主情報について内容の一部に不備があった事例や、給付対象とならない世帯主以外の方が含まれていた事例、また、給付対象となる世帯主の方が漏れていた事例など、９市町村で不備があったところでございます。

このうち、現時点で把握をしている不備があった件数は、帯広市で１万1282件、知内町で711件、中札内村で４件、厚岸町と標茶町でそれぞれ１件、その他については確認を進めているところでございます。

○岡田遼委員　それでは、アプリの不具合について再質問をいたします。

現在、影響を受けた対象者や自治体への対応をどのように進めているのか、伺います。

あわせて、不具合による個人情報の流出など、今回の事案に伴う事象は発生していないのか、さらに、今回の不具合における全ての解消にはどれくらいの時間を要するのか、伺います。

○工藤経済企画課長　不具合への対応についてでありますが、道としましては、こうした事象の影響を受けた世帯主の方の給付手続を可能とするため、対象の市町村から修正、確認後の世帯主情報の提供を受け、情報の不備を解消することとしており、最も数の多かった帯広市につきましては、６月27日に修正作業を終え、該当の方々のポイント受け取りが可能となったところであり、ほかの自治体につきましても、確認作業を慎重に行いつつ、できるだけ早期に不備が解消で

きるよう努めてまいります。

　また、本事象の発生による個人情報の流出はなく、個人情報につきましては、委託事業者におきまして厳格に管理をされております。

○岡田遼委員　今回の事案は、想定外の発生だったのでしょうか。道では、事前にシミュレーションや想定を行うなど、未然に不具合発生を防止する対策がしっかり図られてきたのか、伺います。

○工藤経済企画課長　申請の受付についてでありますが、道では、対象となる世帯主を確定するため、住民基本台帳から抽出しました世帯主情報のデータを市町村から提供していただいたところであり、そのデータにつきまして、公表されている世帯数以上のデータが入っていた場合やデータの欠落など明らかな誤りがあった場合は、市町村に確認をしまして、修正をしていただくなどの対応したところでありますが、対象となる世帯主の数が多く、個別の世帯主の情報内容についての不一致までの確認は困難であったところでございます。

　また、こうした不具合のあったときの対応方法につきましては、事前に委託事業者と打合せを行っていたところでございます。

○岡田遼委員　この点の最後に、今後、さらに影響が拡大する可能性や新たな不具合が発生するといった事態が起こることはないのか、道の見解を伺います。

　さらに、再発防止や早期の給付に向けた今後の対応について、道の考えを伺います。

○滝口直人委員長　経済部長水口伸生君。

○水口経済部長　今後の対応等についてでございますが、道では、６月26日に市町村への緊急再点検調査を実施し、同様な不備が発生していないか調査を行っているところでございまして、幾つかの市町村からはまだ回答をいただけていないところでございます。

　道としては、今後、新たに不具合が生じた場合には、市町村や委託事業者と連携し、その解消に向けて速やかに対応を行ってまいります。

　また、引き続き、コールセンターへの問合せ状況等を確認し、必要な対応を行いながら、多くの道民の皆様への円滑な給付に努めてまいります。

○岡田遼委員　それでは、次に、アプリの開発費について伺います。

　今回、マイナンバーカードによる本人確認機能を備えた北海道アプリが開発されましたが、第１回定例会の議論においては、アプリからの申請は６割から７割を見込んでいました。

　全てギフトカードによる給付とした場合に要する費用と比較して、経費の削減は図られたのか、伺います。

○工藤経済企画課長　アプリの導入経費についてでありますが、道では、本事業の立案に当たりまして、様々な手法と比較して検討を進めてきており、例えば、ギフトカードを全世帯一律に郵送する場合、安全で確実な簡易書留などで送付するため、本事業におけるアプリの整備、維持費と比べて多額の経費がかかりますため、経費削減が図られたと認識をしております。

○岡田遼委員　北海道アプリは、本事業の実施に合わせて新たに開発をされましたが、ポイント

給付のためだけであれば、既存の民間アプリ等の活用も考えられたのではないかとも考えられます。

北海道アプリには、どうみんポイントの給付以外にどのような機能や特徴があるのか。また、マイナンバーカードによる本人確認機能を備えていることから、個人情報の保護や不正利用防止など、どのようなセキュリティー対策を講じているのか、伺います。

○工藤経済企画課長　アプリの機能やセキュリティー対策等についてでありますが、今回の事業で整備したアプリは、国の総合経済対策で措置された重点支援地方交付金を活用し、本給付事業のために整備したものでありまして、現在のところ、ポイントの給付や利用に必要な機能に加え、皆様へのお知らせや効果検証のためのアンケート機能を持たせておりますほか、将来的に機能の拡張が可能な設計としています。

また、本アプリでは、マイナンバーカードによる本人確認機能に必要となる個人情報などを扱いますことから、公的個人認証法における主務大臣認定を取得した委託事業者において、個人情報の適切な管理及び情報漏えいや不正行為に対する対策を講じた下で、適切なアプリの運用を図ることとしております。

○岡田遼委員　次に、交換が可能な民間ポイントについてお聞きをします。

アプリ内では、Ａｍａｚｏｎギフトカード、ｄポイント、ＷＡＯＮＰＯＩＮＴｅギフト、ＱＵＯカードＰａｙ、ＰａｙＰａｙマネーライトへ交換可能となっていますが、選定理由について伺います。

○工藤経済企画課長　民間ポイントの選定についてでありますが、本事業は、公募型プロポーザル方式で委託事業者を選定したところであり、公募の際に示したアプリの仕様書において、景品交換機能からポイントを他社のポイントに交換できることを要件としたところ、選考の結果、今回の事業を受託した事業者から、道民の皆様の多様なニーズに対応するため、Ａｍａｚｏｎギフトカードをはじめ５種類の民間デジタルポイントに交換できる提案があったものでございます。

○岡田遼委員　どうみんポイントを利用できる店舗数は事業効果を左右する重要な要素でありますが、特に地方部では利用可能店舗が限られると考えます。

現在のポイント取扱店舗の申請状況はどのようになっているのか、また、今後、取扱店舗の追加募集や登録拡大にどのように取り組む考えなのか、伺います。

○工藤経済企画課長　取扱店舗の申請状況等についてでありますが、道では、本事業の実施に当たり、多くの道民の皆様にポイントを利用していただくため、道内各地で日頃から御利用いただいている店舗に取扱店舗として申請、登録していただきたいと考えており、これまで、専用ホームページを開設して取扱店舗の募集を行いますとともに、商工会議所や商工会などの関係機関と連携し、取扱店舗の積極的な開拓に努めてきたところでございます。

この結果、直近の６月25日時点で、スーパーやコンビニ、ドラッグストア、飲食店、さらには地域の商店など、道内全市町村の約4600店舗に登録をいただいております。

道としましては、本事業を通じて、物価やエネルギー高などの影響を受けている道民の皆様の

負担軽減を図るとともに、地域経済の下支えや道産品の消費拡大につながることを期待しており、引き続き、関係機関とも連携しながら、取扱店舗のさらなる拡大が図られるよう取組を進めてまいります。

○岡田遼委員　再質問させていただきます。

どうみんポイント事業は、道民生活の支援とともに、地域経済の活性化も目的の一つであると考えます。

道として、どうみんポイントの利用が道内事業者や地域の中小企業への消費喚起につながるよう、どのような工夫や取組を行うのか、伺います。

○工藤経済企画課長　取扱店舗についてでありますが、道では、本事業の実施に当たり、道民の皆様に身近な店舗を利用していただけるよう、道のホームページやアプリにおきまして、店舗名や市区町村名を入力して取扱店舗を検索できるように公開し、紹介をしているところでございます。

また、道としましては、本事業を通じ、道民の皆様の負担軽減を図るとともに、地元の店舗の積極的な利用などを通じた地域経済の下支えや道産品の消費拡大につながることも期待をしており、引き続き、関係機関とも連携しながら、取扱店舗のさらなる拡大と利用促進が図られるよう取組を進めてまいります。

○岡田遼委員　本事業のために開発した北海道アプリについては、多額の公費を投入して整備したものであり、一過性の利用に終わらせることなく、今後も有効活用していくことが重要であります。

道は、北海道アプリを、今後、どのような行政サービスや道民向け施策に活用していく考えなのか、伺います。

○水口経済部長　アプリの今後の活用についてでございますが、道では、今回のアプリを導入するに当たりまして、道民生活応援ポイント給付事業で活用するポイント給付や利用に必要な機能のほかに、アンケートや通知機能を備えるとともに、将来的に、防災や広報広聴など他の施策でも活用できるよう、機能追加や他のアプリとの連携といった拡張性を持たせたアプリとして整備しているところでございます。

道といたしましては、まずは迅速な事業執行と積極的な周知広報に努め、できるだけ多くの方にアプリを利用していただき、広く支援をお届けできるよう取り組んでまいる考えでございます。

その上で、利用された道民の皆様の声をお伺いするなどして、事業の実施状況やアプリも含めた事業効果について検証を進め、今後の活用について検討してまいります。

○岡田遼委員　再質問いたします。

北海道アプリを将来的に普及、定着させるためには、道だけではなく、市町村との連携が不可欠であると考えられます。特に、各市町村が実施する給付事業や住民サービスなどとの連携が図られれば、道民の利便性向上や行政コストの削減にもつながります。

そこで、道は、この北海道アプリについて、市町村との共同利用や機能連携などを進めていくべきと考えますが、見解を伺います。

○水口経済部長　アプリの今後の活用についてでございますが、道では、今回のアプリには、ポイント給付や利用に必要な機能のほかに、アンケートや通知機能を備えたところでございます。

また、将来的に、防災や広報広聴など他の施策でも活用できるよう、機能追加や他のアプリとの連携といった拡張性を持たせたところでございます。

道としましては、できるだけ多くの方にアプリを利用していただき、その上で、利用された道民の皆様の声をお伺いするなどして、事業の実施状況やアプリも含めた事業効果について検証を進め、今後の活用については、各市町村との連携も含め検討してまいります。

○岡田遼委員　このどうみんポイントについては、期限が設けられており、今後、使い切りを周知する広報活動も進めていかなければなりません。また、アプリ自体は、今後においても様々な可能性を秘めております。

道においては、今後の利活用、さらには、リーダーシップを取り、道内市町村との連携をしていただくことが必要となります。

さらに、アプリによる不具合については様々お聞きをしましたが、不備により支援を受けられない方が生じたことについては、あまりにもお粗末であるというふうに言わざるを得ない状況です。また、はがきがまだ届いていないといった事例もあるというふうに聞いておりますので、そういった対応もさらに進めなければならないというふうに考えております。

全体を通して、この道民生活応援ポイント給付事業と北海道アプリについては、改めて知事に所見を伺いたいというふうに思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいいただきますようお願いを申し上げ、私の質問を終わります。

○滝口直人委員長　岡田委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

水間健太君。

○水間健太委員　それでは、宿泊税について伺います。

先ほど千葉(真)委員からも質問がありましたけれども、事業者への対応について深掘りをして質問してまいりたいと思います。

宿泊税の導入に当たっては、道において、これまでも、市町村や宿泊事業者向けの説明会を開催し、制度の周知を図るとともに、システム改修費用への助成などに取り組んできたものと承知をしております。一方で、宿泊税の徴収、申告、納入といった実務を担うのは宿泊事業者であり、導入前から事務負担の増加に対する懸念が示されてきたところです。

また、導入後においても、事業者からは事務負担の増加に関する声を伺っており、特に地方部では、小規模事業者や高齢の事業者も多く、手書きで事務処理を行っているところもあることから、制度の円滑な運用に向けては、現場の実態を踏まえた丁寧な対応が必要と考えます。

そこで、宿泊税導入に伴う宿泊事業者への対応について伺ってまいります。

今年４月からの宿泊税の導入に伴い、宿泊事業者には新たな事務負担が生じることとなりました。特に、地方部の小規模宿泊事業者においては、台帳管理や領収証の発行を手書きで対応しているところもあり、宿泊税への対応が日々の業務に影響を与えることが懸念されています。また、事業者からは、宿泊税の導入により作業の手間が増加していることに加え、利用者から、宿泊料、食事料、宿泊税についてそれぞれ別の領収証発行を求められる場合があり、対応に苦慮しているとの声も伺っております。

宿泊税制度を円滑に運用していくためには、税の徴収実務を担う宿泊事業者の理解と協力が不可欠であり、まずは現場でどのような負担や不安が生じているのかを丁寧に把握していく必要があります。

道として、宿泊税の導入に伴う宿泊事業者の事務負担についてどのように把握をしているのか、特に、小規模事業者や手書きで事務処理を行っている事業者の実態についてどのように認識をしているのか、お伺いをいたします。

○滝口直人委員長　観光未来づくり担当課長佐野泰弘君。

○佐野観光未来づくり担当課長　宿泊事業者の皆様の事務負担についてでありますが、宿泊税制度の適切な運用には、税を徴収していただく宿泊事業者の皆様の十分な御理解が重要であることから、道では、制度導入前の昨年８月から10月にかけて、全道24か所で徴収事務に関する事業者向け説明会を開催したほか、事業者の皆様が税導入に向けて実施するシステム改修に対する補助事業を実施するとともに、税額を簡易計算するための申告様式を作成し、道のホームページにおいて配付したところでございます。

また、制度を導入した本年４月１日からは、宿泊税に関するお問合せ窓口として、年中無休のコールセンターを開設し、札幌道税事務所とともに多岐にわたる問合せに対応しており、その中で、インターネット環境がない事業者の方々が、申告書をダウンロードできず、手書きで事務処理を行っているなどの事務負担があることを認識しており、基本情報が印字済みの申告書を郵送するなど、個別に事業者の方々の負担軽減に努めているところでございます。

○水間健太委員　宿泊税に関しては、これまでも、道において、先ほども答弁がありましたが、市町村や事業者向けの説明会を開催し、作業量の増加やシステム導入コストへの懸念に対し、システム改修費への助成などについて丁寧に説明をしてきたものと承知しています。

しかし、地方部では、小規模事業者や高齢の事業者も多く、制度の内容や支援策が十分に理解されてない場合も考えられます。宿泊税の徴収事務は、制度の導入後も継続的に発生するものであり、事業者が不安を抱えたまま対応することのないよう、引き続き、丁寧な周知と相談体制の充実が重要と考えます。

道として、宿泊税に関する制度周知や相談対応などについて、今後どのように取り組んでいく考えなのか、特に、小規模事業者や高齢の事業者にも必要な情報や支援策が確実に届くよう、どのように対応していくのか、お伺いをいたします。

○佐野観光未来づくり担当課長　宿泊税制度等に関する周知についてでありますが、道では、こ

れまでも、館内設置用の三角ポップやチラシ、ポスターなどの各種ツールを用意し、道内全ての宿泊施設に発送したほか、本年５月から６月にかけて全振興局管内23か所で、令和８年度観光関連予算や税の申告納入手続などの説明会を開催し、宿泊税制度等の周知広報に努めてきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、コールセンターにおける事業者の皆様からの御相談や札幌道税事務所への申告納入に関する御相談に対して、個別の事情に応じた丁寧な対応に努めるとともに、今後募集を予定しております宿泊事業者の皆様が活用できます補助制度の周知に当たりましては、宿泊事業者向けのオンライン説明会の開催をはじめ、必要に応じた地域訪問やお問合せ窓口の設置による個別対応のほか、新聞広告や道のホームページ、市町村の広報誌等による広報、観光関係団体や金融機関などを通じた周知などにより、宿泊事業者の皆様に必要な情報が届くよう取り組んでまいります。

○水間健太委員　宿泊税の導入によって、宿泊事業者には、宿泊税の徴収や申告だけでなく、利用者への説明、領収証の発行、宿泊料金や食事料金との区分整理など、現場での細やかな対応が求められてきます。特に、利用者から求められた場合には、宿泊料、食事料、宿泊税を分けた領収証の発行を断りづらいというような声もあり、制度上は内訳記載で対応可能であっても、実際の現場では利用者対応上の制約があるというのが現状です。

宿泊税は、観光振興のための重要な財源となる一方、その徴収実務を担う宿泊事業者に過度な負担感が生じれば、制度への理解や協力にも影響しかねません。今後、制度を円滑に運用していくためには、事業者の声を継続的に把握し、現場で生じる課題に応じて事務負担の軽減に向けた対応を検討していく必要があると考えます。

道として、宿泊税の徴収事務に係る宿泊事業者の負担軽減に向け、今後どのように対応していくのか、また、事業者の声を踏まえ、市町村や関係団体とも連携しながら、制度の円滑な運用に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○滝口直人委員長　経済部観光振興監後藤知佳子君。

○後藤経済部観光振興監　今後の対応についてでございますが、道では、宿泊税制度の運用に当たり、納税者となる宿泊者の方々はもとより、税を徴収していただく宿泊事業者の皆様の御意見を踏まえることも重要との認識の下、これまでも様々な機会を捉えて御意見を伺ってきたところでございます。

税務担当部局では、個々の事業者からの申告納入に関する様々なお問合せに対して、日々、丁寧な対応に努めてきており、観光部局でも、事業者等からの御意見を踏まえ、旅行業の皆様に対し、宿泊税表示の明確化など負担となる事象をお伝えし、協力を依頼しているところでございます。

道といたしましては、今後も、税を徴収していただく宿泊事業者の皆様などとの意見交換を通じて税に関する御意見を伺い、課題となる事項に対しては、関係部局との連携はもとより、市町村や関係団体の御協力も得ながら、引き続き、制度の円滑な運用に向けて丁寧に取り組んでまい

ります。

○水間健太委員　宿泊税事業は始まったばかりでありますけれども、初年度が非常に重要になってくると思いますので、宿泊事業者に対する丁寧な説明を引き続きお願いいたします。

続いて、民泊に対する道の対応について伺ってまいります。

私は、これまでも、観光需要の回復、拡大に伴い、富良野市をはじめ道内各地で民泊や簡易宿所が急増し、住宅地におけるごみ出し、騒音、宿泊者の出入りなどに対する地域住民の不安や相談が増えていることを指摘してまいりました。令和６年第４回定例会では、民泊の実態把握、違法民泊への対応、苦情対策、市町村や地域住民との情報共有について伺い、また、令和７年第２回定例会においても、民泊や簡易宿所の急増に伴う住民相談への対応体制や相談窓口の一本化、簡易宿所の表示、連絡先の公開などについて質問をしてきたところです。

こうした中、観光庁は、住宅地などで民泊により居住環境の悪化が生じる場合、自治体が条例により営業日数を実質的にゼロ日とする、いわゆるゼロ日規制を容認する方針を明らかにしたと報じられております。

これまで、国では、住宅宿泊事業法の趣旨を踏まえ、民泊の実質的な禁止には慎重な立場を取ってきたものと承知をしておりますが、今回の方針は、住民生活への影響が深刻化している地域において、自治体がより踏み込んだ対応を検討する契機になるものと考えます。そこで、以下、伺ってまいります。

今回、観光庁が、住宅地における民泊の実質的な禁止を含む条例改正を容認する方針を示したことについて、道はどのように受け止めているのか、伺います。

また、道内において、観光地を中心に民泊が住宅地へ入り込む形で増加している地域がありますが、道として、住宅地における民泊が住民生活に与えている影響をどのように認識しているのか、併せて伺います。

○滝口直人委員長　観光振興課長秋元宏文君。

○秋元観光振興課長　民泊の住民生活に与える影響などについてでございますが、民泊は、宿泊施設が十分でない地域での滞在型観光の促進や、多様な宿泊ニーズの対応、空き家の活用といった観点から効果が期待できる一方で、道内においても、無届けが疑われる事案の発生や、届出住宅が多く集積する地域において、騒音やルールを守らないごみ出し、違法駐車等の通報が寄せられており、地域住民の生活環境への影響などの課題があるものと認識しております。

こうした課題が全国でも発生していることを踏まえ、国においては、本年３月に改定した第５次観光立国推進基本計画において、インバウンド戦略と住民生活の質の両立を柱に位置づけ、民泊に関しては、地域の実情に応じて、適切な運営確保の徹底と不適切な事業者への厳正な対処に向け検討がされていると承知しております。

○水間健太委員　ただいま、国の方針転換に対する道の受け止めについて伺いましたが、住宅宿泊事業法に基づく民泊については、札幌市を除く道内市町村においては、道が届出を受け、指導監督する立場にあります。そのため、住宅地における民泊の規制の在り方についても、基本的に

は、北海道条例により整理していく必要があるものと考えます。

一方で、実際に地域で発生している問題に関する相談は、市町村や地域住民に近い現場に寄せられることが多くあります。道が制度上の届出・指導権限を有しているとしても、市町村との情報共有が十分でなければ、地域の実態を正確に把握し、実効性のある対応につなげることができません。

今回、観光庁が、住宅地における民泊の実質的な禁止を含む条例改正を容認する方針を示したことを踏まえれば、道としても、住宅地における民泊の実態や住民からの苦情、相談の状況を改めて把握し、市町村と連携した対応を強化する必要があると考えますが、市町村と連携した実態把握についての考え方を伺います。

○秋元観光振興課長　市町村との連携についてでございますが、民泊に係る課題や住民生活への影響を的確に把握するためには、住民に最も身近な行政主体である市町村との連携が重要であります。

このため、道では、これまで、ごみの適正処理などの指導を目的とした、市町村の要請に基づく住宅宿泊事業者の情報共有や、新たに届出を行った事業者に対して、住宅所在市町村のごみ出しルールを啓発するチラシの送付に加えまして、届出受理後に寄せられた苦情等に関しましては、その内容を確認した上で指導を行うなど、生活環境の保全に向けて、市町村との協力体制を構築してきたところでございます。

道といたしましては、国の動向を踏まえながら、届出住宅が多い地域へ訪問し、直接、苦情や相談の状況についてお伺いするなど、市町村との連携をさらに深め、地域における民泊の実態把握に努めてまいります。

○水間健太委員　最後に、今後の規制の在り方について伺います。

今回の観光庁の方針により、自治体が、地域の実情に応じて住宅地における民泊営業日数を制限し、場合によっては、実質的に営業を認めない区域を設けることも可能になるものと受け止めております。

民泊は、宿泊需要を受け止め、観光消費を地域に広げる役割もありますが、住宅地で住民生活との摩擦が大きくなっている地域では、観光振興と住環境の保全を両立させるため、一定のルールづくりが必要と考えます。

道として、今回示された方針転換を踏まえ、住宅地における民泊の営業制限や区域設定など、条例改正を含む規制の在り方について検討する考えはあるのか、伺います。

また、市町村が、地域の実情に応じて独自のルールづくりを検討する場合、道としてどのように支援していく考えなのか、伺います。

○滝口直人委員長　観光局長佐々木敏君。

○佐々木観光局長　今後の対応についてでございますが、国においては、それぞれの自治体が、地域の実情に応じて営業日数の制限や迷惑行為への積極的な対応を行うことについて、より柔軟な対応を可能とすることを検討しているものと承知しております。

こうした中、道といたしましては、市町村との丁寧な意見交換などを通じて、地域における民泊の実態や住民からの苦情、相談の状況などを的確に把握するとともに、他自治体の取組状況なども参考としながら、地域と調和した健全な民泊の推進が図られるよう、今年度実施いたします「北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例」の点検に際しましては、国の動向を踏まえ、必要な対応について市町村とともに検討を進めてまいります。

また、市町村が、地域の実情に応じたルールづくり等を検討する場合におきましては、密に情報交換を行いながら、国の制度や他自治体の事例等に関する情報提供など、必要な支援を行ってまいる考えでございます。

○滝口直人委員長　水間委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

武田浩光君。

○武田浩光委員　それでは、宇宙関連産業等の振興について、順次お伺いをしていきます。

今年４月、アメリカのアルテミス計画によって、宇宙船オリオンが有人での月周回に成功いたしております。また、国内におきましては、ＪＡＸＡが、６月12日 ―― 今月12日に「Ｈ３」６号機の打ち上げに成功しているところでございます。

こうした世界的にも日本的にも打ち上げ事業が成功しているという状況の中、日本政府は、宇宙基本法に基づき、2030年代早期に、国内宇宙市場の規模を現在の４兆円から８兆円へと倍増させる産業振興政策を推進しているところでございます。

北海道におきましても、大樹町にスペースポートを有しまして、インターステラテクノロジズ社や岩谷技研、植松電機などが宇宙事業を進めていると承知をしております。北海道経済産業局のホームページによりますと、2025年12月24日現在で、17自治体に39社２団体が宇宙関連企業として登録をされております。

そこで、道は、宇宙関連産業をどのように位置づけ、政策を推進しているのか、お伺いいたします。

○滝口直人委員長　産業振興課長茶谷智子君。

○茶谷産業振興課長　道における宇宙産業振興の取組についてでございますが、道内では、大樹町の射場を核に、ロケットの開発や人工衛星部品の製造を行う企業のほか、衛星データを活用した新たなサービスに取り組む企業など、本道の優位性を生かした取組が全道に広がってきており、道の総合計画において、宇宙産業を今後成長が見込まれる産業と位置づけております。

こうした中、国は、日本成長戦略における戦略分野の一つに宇宙を位置づけ、官民の投資を促進するとしており、道としては、こうした国の動きを本道の宇宙産業の成長産業化に向けた取組を加速する好機と受け止め、各般の施策を進めているところでございます。

○武田浩光委員　今の答弁の中にもありましたけれども、政府は、今月24日に、ＡＩ・半導体などの戦略分野、17分野をめぐりまして、2040年度までに官民で370兆円を超える投資をする計画をまとめております。

この17分野におきましては、ＡＩ・半導体ですとか、デジタル・サイバーセキュリティなどと

いった言葉が前面に出てくるわけですけれども、航空・宇宙という分野もこの17分野の一つでございます。今の答弁にありましたように、各般の施策をしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

次に、これまでの企業支援についてお伺いをしていきます。

道は、今年度、今後拡大が見込まれる宇宙利用分野や宇宙機器分野について、衛星データ利活用の実証やビジネス機会の拡大を支援するとして、宇宙関連産業振興事業費として1837万円を予算化しているところでございます。

これまでも、道は、宇宙関連に関しましては様々な予算措置をしてきたと承知をしておりますが、これまでの北海道における宇宙関連企業支援の推移とその成果についてお伺いいたします。

○茶谷産業振興課長　道におけるこれまでの取組などについてでございますが、道では、宇宙分野のビジネスの創出に向けて、産学官による推進体制を2018年度に立ち上げ、宇宙ビジネスへの理解を深めるセミナーや関連情報の提供、道内企業の取組紹介などを行ってきたところであり、また、近年は、道内の関連ビジネスの増加を踏まえ、宇宙分野への参入促進に向けたマッチングや販路拡大に向けた道外展示会への出展支援などを行っております。

推進体制の設立当初は、道内の宇宙関連の企業は数も少なく、規模も小さかったところ、最近では、大樹町を拠点にロケットを開発するベンチャーが、従業員300名を超え、人工衛星の打ち上げを目指しているのをはじめ、ロケット用のエンジン開発や人工衛星部品の製造を行う新たな企業のほか、自動車関連部品を製造する道内企業が宇宙分野に参入する動きも見られるなど、道内の宇宙ビジネスは拡大傾向にございます。

○武田浩光委員　今、答弁の中にもございましたが、ともするとロケットを打ち上げる会社のほうが中心に見られがちなのですけれども、やはり、それを製造する部品関係の会社、製造業というのが重要になってくると思います。

先日、スペースワン社、これは串本町でロケットを飛ばす会社ですけれども、そこの方と話す機会がありまして、そのときに、ロケット開発においてサプライチェーンがないことが悩みであるという話をされておりました。カイロスは部品が30万個程度と、固体燃料なので少ないのですけれども、北海道のインターステラテクノロジズ社がやっているのは液体燃料なので、部品が100万個ほどあるという話です。30万個と100万個で、数が違うのですけれども、共通する部分があれば、より安く飛ばすということでいけば、そういった部品を調達する企業がどんどん出てくることが望ましいといったようなことも話しておりましたので、ぜひ、道内の中小企業の参入、また、企業支援に力を入れていただきたいというふうに思っております。

続いて、ロケット開発支援についてお伺いをいたします。

政府は、ＪＡＸＡに宇宙戦略基金を設置いたしまして、民間企業や大学の宇宙技術開発を長期的に支援しております。基金は、総額１兆円規模を目指しておりまして、ロケット、人工衛星、月面開発、宇宙通信など幅広い分野が対象となっております。

また、政府は、従来の国主導のロケットだけではなく、民間企業による打ち上げ能力の確立を

重視しております。北海道には、大樹町にインターステラテクノロジズ社がありますし、既に観測ロケットＭＯＭＯの打ち上げに成功しており、現在は、次世代ロケットＺＥＲＯの開発を行っていると承知をしております。

既に、今年３月に文部科学省の補助事業の審査を通過いたしまして、最大で73億7000万円の交付が決まったと聞いております。これで、累計交付額は最大で154億4000万円ということになります。

こうしたインターステラテクノロジズ社のロケット開発に関し、道はどのような支援等を行ってきているのか、お伺いをいたします。

○茶谷産業振興課長　ロケット開発の取組への支援についてでございますが、大樹町でロケット開発を行うベンチャー企業が、2017年に初めて宇宙空間を目指すロケットの打ち上げを行った際、道では、安全確保のため、関係者を集めた説明会の開催や漁業団体との連絡調整などを事業者や町と協力して行い、その後も実施しているところです。

また、道内企業のロケット開発に対する理解を深め、参入を促進するための道内企業向けロケット事業説明会の開催や、同社と共同で道外展示会に出展し、取組をＰＲするとともに、本社工場建設に伴う設備投資への支援を行っているほか、国に対し、民間のロケット開発に対する支援の拡充を要望しているところでございます。

○武田浩光委員　次に、ロケットの打ち上げにおける道の関与についてお伺いをいたします。

ロケットの打ち上げというのは一大事業であります。そして、この打ち上げは、人々の心をとりこにいたしまして、高い期待感と高揚感をもたらします。だからこそ、ロケットの打ち上げには非常に多くの人々が詰めかけてくるところです。

ＺＥＲＯ初号機は、支援を受ける国から、2027年度末までに打ち上げることを求められていると聞いております。ＺＥＲＯ初号機の打ち上げにつきましては、道内外から多くの人が見学に来ることが予想されます。

オール北海道で応援していくためにも、地元・大樹町だけではなく、道も積極的に打ち上げ事業に関与していくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○茶谷産業振興課長　ロケット打ち上げにおける道の関わりについてでございますが、ロケット打ち上げに当たっては、安全確保が不可欠であり、立入りを禁止する区域の設定には、町や消防のほか、近隣住民や漁業者など様々な方々の理解と協力が必要であります。

このため、大樹町は、打ち上げを行う際に、事業者と連携して、地域の関係者の方々に事前説明を行っており、また、道では、広域の漁業団体との連絡調整や広く関係機関等を集めた会議の開催などを行っております。

今後の人工衛星を打ち上げるロケットでは、これまで以上に地域の協力が必要であり、関係者の皆様に対し、より丁寧な説明を行い、理解を得ることが重要と考えており、道としては、町や事業者と連携し、安全確保に向けて取り組んでまいります。

○武田浩光委員　今、安全確保に向けて取り組んでまいるということでございましたが、打ち上

げ事業にはかなり多くの人が詰めかけます。そういった観点から見ますと、北海道大樹町と同様に、民間企業がロケットを打ち上げているところに和歌山県の串本町があるのですけれども、この串本町の射場では、スペースワン社がカイロスというロケットを３回打ち上げております。残念なことに、いまだ成功には至っておりません。一日も早く４号機が成功することを祈っております。

先日、この串本町を訪問して町長から話を伺う機会があったのですが、町長の話では、このカイロスロケットを打ち上げてから、観光客が増加いたしまして、近年では年間200万人の観光客が訪れているという話を聞きました。串本町で200万人ということですから、大した人数だというふうに思っています。これは、まさに宇宙関連産業振興のうれしい副次的産物であると思います。

道も、こうした打ち上げ事業に伴う観光振興、これも視野に入れた対策に備えるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○滝口直人委員長　産業振興局長北風浩君。

○北風産業振興局長　ロケットの打ち上げなどの機会を生かした取組についてでございますが、ロケット打ち上げの際には道内外から多くの見学客が訪れることから、道では、会場周辺の警備に職員が協力してきましたほか、見学会場で開催する来場者向けイベントへの支援や、知事をはじめ、特別職等が現地を訪れ、打ち上げの応援などを行ってきたところです。

また、見学者に加え、ロケットや搭載する人工衛星に直接関わる出張者の来訪が見込まれ、大樹町をはじめとする十勝管内を中心に、宿泊や飲食、交通などの面で経済効果が期待されますことから、道といたしましては、引き続き、町や事業者と連携し、ロケットの打ち上げが地域の活性化につながるよう取り組んでまいります。

○武田浩光委員　インターステラテクノロジズ社は、支援を受ける国から、2027年度末までにＺＥＲＯ初号機を打ち上げるよう求められています。2027年度といえば、もう来年度でございます。

今、局長のほうから、地域の活性化につながるよう取り組んでまいるということでございましたが、打ち上げが企画された場合、見学の場所の想定などはできているのか、また、当然に安全性も求められることから、近くの見学はできないと承知しております。

串本町では、いろいろな形で、例えば、打ち上げの射場の近くでは見られないからということで、ユーチューブで配信しているということも聞いております。こうしたことも含めて、あと１年ということになりますと、様々な準備なども必要と思いますが、観光対策も含めた道の対応を再度お伺いしたいと思います。

○北風産業振興局長　ロケット打ち上げ時の見学場所についてでございますが、インターステラテクノロジズの衛星打ち上げロケットについては、現在、試験を行いながらロケットの開発を進めているところでありまして、ロケットの性能に応じて決まる立入禁止区域を設定する段階ではないと承知しております。

また、町に確認したところ、見学場所の設定などは、立入禁止区域などが決まらないと検討できないため、同社の開発状況を踏まえて今後検討していくとのことでございます。

○武田浩光委員　打ち上げには、全道、全国から多くの人が来ることが予想されます。その会場設営や駐車場準備など、用意も大がかりで大変だというふうに思いますが、多くの来道者に対する観光対策もしっかりと行っていただきたいというふうに思います。

次に、人材育成についてお伺いをいたしたいと思います。

宇宙産業を振興していく上で、人材育成も重要でございます。

国は、内閣府において、宇宙スキル標準を作成しまして、人材育成に取り組んでいると承知をしております。ただ、人材育成は、研究者層だけではなくて、産業化を意識した場合、高度技術者や一般技術者など裾野の広いピラミッド構造を形成することが求められるため、異業種や他分野からの参入も進める必要があるというふうに考えております。

道は、北海道における宇宙産業振興のため、人材育成をどのように進めてきたのか、お伺いをいたします。

○茶谷産業振興課長　宇宙産業における人材育成確保についてでございますが、道内でも宇宙産業が拡大しつつありますが、その担い手はスタートアップや中小企業が多いことから、そうした企業では、技術者等の専門的な人材育成を自社で行うことが難しく、外部から人材を確保する必要があるものの、企業の認知度が低く、事業内容が知られていないといった課題があります。

このため、道では、宇宙ビジネスへの理解を促進するセミナーの開催や、関連団体と連携して、札幌市で開催されるビジネスＥＸＰＯへ出展し、宇宙関連の道内企業に関する情報発信を行うとともに、求職者や学生を対象にした企業説明会の開催などに取り組んできたところでございます。

○武田浩光委員　次に、次世代人材の育成についてお伺いいたします。

宇宙産業の持続的発展のためには、将来の宇宙産業を担う若い世代の育成が必要であるというふうに考えております。

特に、高校生や大学生などが宇宙産業に関心を持ち、将来的に本道の宇宙関連企業で働くことにつなげていくことが重要と考えますが、道は、次世代の人材育成確保についてどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

○北風産業振興局長　次世代人材の育成についてでございますが、宇宙産業の人材育成確保においては、将来を担う若い世代に、宇宙ビジネスについて学び、働く先としてイメージを持ってもらうことが重要と考えており、道では、これまで、高校生を対象とした出前授業、大学生等を対象とした宇宙関連企業の説明会や就業体験会などの取組を実施してきたところです。

また、本年１月、若者をはじめ、幅広い年齢層の方々が来場されるジャパンモビリティショー札幌において、江別市の企業が開発した宇宙遊覧用キャビンを展示し、道内の宇宙ビジネスの取組を紹介したところであり、道といたしましては、今後とも、様々な取組を通じて、若い世代の宇宙産業への理解や関心を深めることができるよう取り組んでまいります。

○武田浩光委員　資源の乏しい我が国におきまして、この次世代人材の育成こそ重要な資源というふうに考えております。先ほどの質問の答弁にもありましたが、現段階では外部からの人材確保に頼っているというのが現状です。裾野の広いピラミッド構造にするためにも、ぜひとも、こうした次世代の人たちを育成していかなければならないというふうに思っております。

そのためにも、この後、教育委員会のほうにも僕は質問するのですけれども、高校教育――大学のほうはそれぞれいろいろな形で工学分野で進んできておりますが、高校のところも一つの肝になるというふうに思っています。和歌山の串本古座高校では、宇宙探究コースというのをつくって、高校のときから人材育成をやっているという部分もあります。

そうした部分を含めて、高校教育、これも次世代人材を育成していく上では非常に重要だというふうに思いますので、それを念頭に、道教委とも連携して、ぜひとも宇宙産業振興に取り組んでいただきたいというふうに思います。このことを指摘させていただきたいと思います。

今後の進め方について、最後にお伺いをします。

これまで、宇宙関連産業について伺ってまいりました。今、世界では、2030年から2040年に、宇宙産業の規模は１兆ドル、日本円に直すと約160兆円ということになりますが、こうなると予想されております。

しかし、国内においては課題も指摘されておりまして、やはり、米国や中国と比べて市場規模が小さいこと、ベンチャー投資がまだ少ないこと、打ち上げコスト競争で苦戦をしていること、そして、宇宙人材が不足していること、こうした課題を踏まえて、今後、道は、宇宙関連産業の振興に関しどのように取り組んでいくのか、最後にお伺いをいたします。

○滝口直人委員長　経済部長水口伸生君。

○水口経済部長　宇宙産業の振興についてでございますが、国の宇宙開発戦略本部では、宇宙システムの役割の重要性が増す中、世界的に民間宇宙ビジネスの発展が著しく、欧米中などの海外勢が市場を席巻していると現状を認識した上で、今後、日本成長戦略の官民投資ロードマップに基づき、多角的な観点からの総合的支援により、国内の宇宙産業の市場規模の拡大を目指す考えを示しております。

道といたしましては、こうした国の方針を踏まえ、今後、国が展開する様々な施策を道の官民が連携して効果的に活用しながら、宇宙産業に対する理解促進、機運醸成をはじめ、ビジネス機会の創出、拡大や人材の育成確保、関連企業の誘致といった取組を進め、本道の宇宙産業の振興に向けて取り組んでまいります。

○武田浩光委員　今、部長から、ビジネス機会の創出、拡大や人材の育成確保、関連企業の誘致等といった取組を進め、本道の宇宙産業の振興に向けて取り組んでまいるという答弁をいただきました。ぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

和歌山県では、知事のリーダーシップの下、オール和歌山でこうした宇宙産業の振興に取り組んでおります。現知事が元教育長ということもありまして、産業振興と教育、人材育成を並行して進めているという強みがあります。そうした部分も含めて、ぜひ、北海道も、知事のリーダー

シップの下、宇宙産業振興に取り組んでいただくことをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○滝口直人委員長　武田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後３時９分休憩

午後３時31分開議

○岡田遼副委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

中野渡志穂君。

○中野渡志穂委員　通告に従いまして、以下、経済部所管事項について伺います。

初めに、物価高対応緊急経済対策についてであります。

本道では、物価の上昇が長期にわたり続いている中、２月末からの中東情勢の緊迫化に伴い、原油やナフサ由来の石油化学製品の価格高騰や供給不安が顕在化し、道民や事業者も大きな影響を受けております。こうした中、道では、補正予算案も盛り込んだ物価高対応緊急経済対策の改定案が示されましたが、今後も影響の長期化が見込まれることから、以下、伺ってまいります。

まず、影響に対する認識と対策の考え方についてであります。

道として、現在の物価高や中東情勢等による道内への影響について、どのように認識しているのか伺うとともに、今般、改定案を示した物価高対応緊急経済対策の策定に当たっての基本的な考え方について伺います。

○岡田遼副委員長　経済企画局長輿水昌明君。

○輿水経済企画局長　影響に対する認識と対策の考え方についてでございますが、本道では、物価上昇が続く中、中東情勢の影響により、燃料油や石油化学製品の高騰、供給不足など、道内においても影響が顕在化し、道民の皆様の暮らしや事業者の方々の経営も厳しい状況が続いているものと認識しております。

道では、本年２月に物価高対応緊急経済対策を策定し、足元の物価・エネルギー高の影響緩和と物価上昇を上回る賃上げ環境の整備の２本柱で対策を進めてきたところでありますが、長引く中東情勢の影響により、道内において、価格、供給、経営面で様々な影響が生じている中、必要な支援を講じるため、今般、物価高対応緊急経済対策を改定し、価格、供給、経営、省エネ・新エネ／省資源・リサイクルの四つの柱で対策を進めていくこととしているところであります。

○中野渡志穂委員　四つの柱で対策を進めていくとのことですが、対策の規模についても伺います。

物価高や石油化学製品の供給不安は、道民生活や道内経済に広く影響を及ぼしております。今回の補正予算案は57.6億円とのことでありますが、影響の緩和に向け、より規模の大きな補正予算の計上について積極的に検討すべきと考えますが、見解を伺います。

○岡田遼副委員長　経済企画課長工藤和浩君。

○工藤経済企画課長　補正予算についてでありますが、道では、地域や幅広い分野の方々の声、さらには、道議会各会派からいただきました御要望などを踏まえ、幅広い道民の皆様や事業者の方々の負担軽減の一助となるよう、限られた財源の中、国の支援の対象外となるＬＰガスや特別高圧電力を利用する皆様への支援のほか、中東情勢の影響に伴う供給制限等により経営への影響が生じております中小・小規模事業者の方々への資金繰り支援策として、道の中小企業向け融資制度に中東情勢対策特別枠を創設することとし、先日、関連する補正予算案を追加提案したところでございます。

道といたしましては、今般の補正予算案を議決いただいた後には、現在実施しております道民生活応援ポイント給付事業等も含めた物価高対応緊急経済対策を着実かつ効果的に執行し、道民の皆様や事業者の方々への影響の緩和に努めますとともに、引き続き、地域や事業者の方々からの声に真摯に耳を傾け、刻々と変化する中東情勢や国の政策動向なども踏まえながら、適時適切に対応してまいります。

○中野渡志穂委員　中小企業者等に対する金融支援について伺いますが、中東情勢の影響を受けている中小企業者等の資金繰りが懸念されており、補正予算案に中小企業総合振興資金貸付金を計上し、ただいまの御答弁では、中小企業者等の資金繰りを支援するために中東情勢対策特別枠を創設することを盛り込んでいるとのことでありますが、どのような考えの下、この特別枠を創設するのか、伺います。

○岡田遼副委員長　金融担当課長瀧澤博文君。

○瀧澤金融担当課長　中小企業者等に対する金融支援についてでございますが、道では、中東情勢の影響により、燃料油や石油化学製品の価格高騰に加え、供給制限や欠品が生じ、事業者の経営悪化で資金繰りに影響が生じることが懸念されており、こうした事業者の事業継続に向け、円滑な資金供給を図ることは極めて重要との考えの下、このたび、中小企業総合振興資金に中東情勢対策特別枠を創設することとしたものでございます。

道といたしましては、中東情勢の影響を受けている中小・小規模事業者の資金需要に適時適切に対応するため、議決後、速やかに融資取扱いを開始するとともに、庁内関係部局や関係機関と連携した丁寧な情報発信や、金融機関に対して本特別枠の積極的な取扱いを要請するなど、中小・小規模事業者の資金供給の円滑化に努めてまいります。

○中野渡志穂委員　特別枠の速やかな開始と積極的な取扱いを進めてくださるとのこと、お願いをいたします。

次に、石油化学製品の安定供給に向けた対策についてであります。

道が示した供給面の対策として、庁内プロジェクトチームの編成が新たに追加されたと承知しております。道内の中小・小規模事業者からは、シンナーや塗料をはじめとした石油化学製品の調達難による経営不安の声を多く聞く中で、道として、プロジェクトチームの編成を通じ、どのように対応していく考えなのか、伺います。

○工藤経済企画課長　石油化学製品の安定供給に向けた対策についてでありますが、国では、石油化学製品等の供給に関する情報提供窓口を設置し、影響の緩和に向けて関係省庁が連携して対応を行いますとともに、川下の事業者へのプッシュ型による実態把握を行い、対策の強化を図っているところでございます。

道としましては、今後、こうした国の動きも踏まえながら、庁内関係部局で構成するプロジェクトチームを新たに編成し、国や関係団体と連携して、燃料油や石油化学製品等の供給状況の実態や支援ニーズの把握、さらには、課題を抱える事業者への専門家派遣などに機動的に取り組みますほか、国や道が取り組んでいる様々な対策などの情報を事業者の方々にもしっかりとお伝えすることにより、不安の解消に努めますとともに、経営安定に向けた支援が行き届くよう取り組んでまいります。

○中野渡志穂委員　では、今後の対応についてお伺いいたします。

中東情勢は依然として不透明であり、今後も、燃料や石油化学製品の価格高騰や供給不安、エネルギー安全保障上の懸念や課題も残る中、影響を受ける道民の生活や事業者の経営を継続して支援していくことが求められております。

道として、道民や事業者の影響緩和に向け、どのように対応していく考えなのか、伺います。

○岡田遼副委員長　経済部長水口伸生君。

○水口経済部長　今後の対応についてでございますが、中東情勢は、米国とイランが戦闘終結に向けた覚書に合意しましたものの、依然として先行きが不透明な中で、影響の長期化が懸念されるところでございます。

このため、道といたしましては、物価高騰等に直面する道民の皆様や事業者の方々の影響緩和に向け、本年２月に決定しました物価高対応緊急経済対策を改定し、価格、供給、経営、省エネ・新エネ／省資源・リサイクルの四つの柱の下、本定例会で追加提案しました補正予算案の事業などを加え、国などと連携したプッシュ型の目詰まり解消に向けた取組のほか、省エネの呼びかけや省エネ・新エネ設備導入支援などといった取組を一体的に進めてまいります。

○中野渡志穂委員　物価高対応緊急経済対策について伺ってまいりました。

中東情勢の影響を受け、道民の生活はもとより、中小・小規模事業者の方々の経営の悪化も懸念されており、機動的な対応が必要であると考えます。この問題については、知事のお考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

次に、観光振興の課題についてであります。

昨年、この場で、本道の観光入り込み客数は、コロナ禍に一度落ち込んで以降、回復の途上にあり、旅行客が増加傾向にある一方で、道内各地ではオーバーツーリズムの問題も増加していると伺いました。

旅行客の増加は、道内経済にとっては好影響がある一方で、地域によって弊害も生じており、オーバーツーリズム問題は、本道観光にとって重要な課題であり、様々な観点から検討すべきと

申し上げたところでございます。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、旅行客の偏在がもたらす課題についてであります。

本道の旅行客の地域偏在、季節偏在はどのような状況にあり、それによりどのような課題が生じているのか、伺います。

○岡田遼副委員長　観光地事業担当課長大上容子君。

○大上観光地事業担当課長　地域偏在と季節偏在に係る現状と課題についてでありますが、本道では、来道者の約９割を占める航空機利用者のうち、約８割が新千歳空港、丘珠空港に集中しておりまして、公共交通の利便性や都市機能の充実、イベント、国際会議、大会などの多さなどもあり、旅行客が道央圏に集中しております。

また、夏季には、冷涼な気候や雄大な自然景観や食などを求めまして、冬季には、寒冷地の特性を生かした北海道ならではの魅力により、多くの旅行者が特定の季節に集中して本道を訪れている状況があります。

このため、一部の地域や時期における観光客の増加に伴い、観光地や公共交通機関の過剰な混雑といった課題が生じていると認識しております。

○中野渡志穂委員　では、季節偏在への対応について伺います。

本道でオーバーツーリズムが生じる一因として、特定の季節に旅行客が集中して訪れる季節偏在が生じているとのことでありますが、季節偏在がもたらす諸課題について、道はどのように対応しようとしているのか、伺います。

○大上観光地事業担当課長　季節偏在への対応についてでありますが、観光客の入り込みが多い夏季や冬季に対し、春と秋の閑散期においては需要の底上げが課題となっておりますが、これらの季節にも、花や紅葉、食の魅力など豊富な資源があり、それぞれの地域や季節の特性を最大限に発揮した戦略的な誘客が重要と考えているところです。

このため、本道の春や秋を楽しむコンテンツを積極的に道内外に発信し、また、長期休暇の時期が道内の閑散期と重なる海外に向けたプロモーションなどを行ってきたところです。

道といたしましては、観光機構や道内観光関係者と連携しながら、このような誘客の取組を通じまして旅行需要の平準化を進めてまいります。

○中野渡志穂委員　次に、トイレの行列問題についてであります。

人気観光地やイベント開催時の女性用トイレにおける行列の発生は、時間的効率やスケジュールへの影響などの観点から、旅行客の満足度にも影響すると考えられます。

こうした問題に対しては、今月、国土交通省が対応方針を取りまとめて公表しましたが、このことについて、道の受け止めを伺います。

○大上観光地事業担当課長　国の対応方針に対する受け止めについてでありますが、ピーク時の人気観光地や大型イベント会場などの周辺においては、女性用トイレに行列が発生して待ち時間が増えたり、交通機関の券売機や改札における渋滞、施設の入場制限など、時間的効率やスケジュールへの影響などの観点から旅行客の満足度に影響が生じることもあるものと認識していま

す。

こうした中、国土交通省は、今月、「トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン」を策定し、女性用トイレの行列問題の改善に向けた対応方針を取りまとめ、公表したものと承知しており、今後、様々な施設でこのガイドラインに準じた取組が普及することにより、トイレの行列問題の改善が進み、観光イベント等の参加者の満足度向上が図られることを期待しているところです。

○中野渡志穂委員　トイレ問題についても旅行客の満足度に影響が生じるとの認識を示されましたが、道としても、関係団体等と連携してガイドラインの普及徹底に総力を挙げて取り組むよう指摘をいたします。

次に、地域偏在への対応についてであります。

オーバーツーリズム対策のためには、人気が集中している地域から比較的旅行客が少ない地域へ、来訪者の分散を促すことも必要と考えます。

こうした地域への誘客に向けて、道としてどのような取組を行っているのか、伺います。

○大上観光地事業担当課長　地域偏在への対応についてでありますが、道は、各地域の特色ある自然や文化を生かし、海外客をはじめとする幅広い旅行者を誘致するため、アドベンチャートラベルの振興に取り組んでいるところです。

このため、道では、専門家派遣やセミナー、ワークショップなどを通じて地域が自ら取り組むコンテンツづくりを支援してきたほか、海外の旅行博覧会出展、航空会社との連携によるプロモーション、様々な国や地域の旅行会社等との商談会などを通じまして、こうしたコンテンツを生かした情報発信を行ってきたところでございます。

今後とも、引き続き、道内各地で体験できる地域ならではのアドベンチャートラベルなどの魅力を国内外に向けて発信するとともに、観光機構や道内観光関係者と連携しながら、国や地域ごとの特性を踏まえたプロモーションを実施し、道内各地への誘客を図ってまいります。

○中野渡志穂委員　では、次に、今後の方向性についてであります。

今後の地域の旅行客の受入れ体制整備やオーバーツーリズム対策について、道としては、どのように考え、どのような成果を目指しているのか、伺います。

○岡田遼副委員長　誘客担当局長金盛修君。

○金盛誘客担当局長　今後の方向性についてでございますが、地域偏在と季節偏在は、本道観光における構造的な課題であり、その解決に向けて継続的に取り組んでいく必要があるものと認識してございます。

このため、今年度から５年間を計画期間とする第６期北海道観光のくにづくり行動計画に掲げる施策体系の下、混雑分散に向けた観光資源の多様化、ルールやマナーの多言語化による啓発などを施策展開の方向性に掲げるほか、ユニバーサル対応を含めました受入れ環境の整備を重点的に推進することとしてございます。

道といたしましては、宿泊税も活用しながらこうした課題に取り組み、旅行者、観光業従事

者、地域住民の方々の満足度の向上と相互理解や持続可能な観光振興に努めまして、地域社会及び本道経済の発展に資するよう取り組んでまいります。

○中野渡志穂委員　観光振興の課題について伺ってまいりました。

北海道の観光は、地域偏在や人気観光地、イベント開催時のトイレ問題など、様々な課題を抱えていると考えます。この問題については、知事のお考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

次に、食産業振興についてであります。

近年、食産業における大きな課題は、原材料費やエネルギー代、資材費、労務費など、製造に係るあらゆるコストが高騰する一方で、これらコスト上昇分を補うだけの価格転嫁が十分にできていないことであり、道内の食品製造事業者の多くが、値上げをすれば顧客離れが起き、販売価格を据え置けば利益が減少するというジレンマを抱えているという状況にあります。こうした厳しい環境を乗り越えていくためには、経営力を強化し、販路を広げていくことが重要と考えます。そこで、今年度の取組などについて、以下、伺ってまいります。

まず、食品製造事業者に対する支援についてであります。

生産性の向上や利益を確保する付加価値の高い商品づくりなど、食品製造業における経営力の強化を実現させていく上で非常に重要なことは、企業活動を支える人材をいかに育成していくかということだと考えますが、道の食品製造事業への人材育成の取組について伺います。

○岡田遼副委員長　食ブランド担当課長中田智幸君。

○中田食ブランド担当課長　食産業における人材育成についてでございますが、道では、道産食品の高付加価値化と北海道ブランドの向上のため、道内事業者を対象に、平成25年度から、地域の食のキーパーソンとなる人材を育成する取組として地域フード塾を開催し、昨年度まで332名の修了生を輩出してきたところでございます。

このフード塾では、社会情勢の変化に応じて講義内容を見直してきており、マーケティング戦略の習得や商品開発のカリキュラムを基本に、一昨年度からは、品質管理やＰＲ戦略などを学ぶコースを設けるなど、充実を図ってきているところでございます。

また、平成30年度からは、輸出手続や商談に必要な知識を習得する輸出塾を開催し、これまで延べ125名が修了しており、新たにシンガポールや台湾、香港などへの輸出に取り組む事業者も出てきているところでございます。

道といたしましては、引き続き、社会経済情勢の変化を的確に把握しながら、研修内容の充実を図るなど、道内食品製造事業者の経営力を強化し、本道各地の食産業を担う人材の育成に努めてまいります。

○中野渡志穂委員　地域フード塾や輸出塾の修了生を輩出してきたとのことでありますが、マーケティング支援についてさらに伺いたいと思います。

付加価値の高い商品も、売れて初めて付加価値がつき利益につながることから、販売力の強化を抜きにして経営力の強化は実現されません。そして、販路拡大を図るにはマーケティングが重

要となりますが、道のマーケティング支援の取組について伺います。

○岡田遼副委員長　食産業振興課長藤井琢英君。

○藤井食産業振興課長　食産業に係るマーケティング支援の取組についてでございますが、道では、道の公式アンテナショップであるどさんこプラザを、本年４月、国内21店舗目として、初となる九州地域の福岡市に設置し、全国的な販売網を構築したところでございます。

今年度、福岡市内の店舗においてもテスト販売を行うほか、道外の高級スーパーと連携しまして、どさんこプラザを設置していない商圏においてもテスト販売を行い、道産食品に対する消費者のニーズや購買動向を事業者にフィードバックすることとしております。

道といたしましては、引き続き、どさんこプラザの活用はもとより、これまで培ってきました小売店などとのネットワークを強みに道産食品の販路拡大に取り組み、道内食品製造事業者のマーケティング活動を支援してまいります。

○中野渡志穂委員　次に、ワイン振興についてであります。

経営力の強化と販路拡大を支える人材育成が重要であることは、ワイン産業においても同様と考えます。本道のワイン産業は、ワイナリー数が76まで増加するなど、着実に成長し、ワインは地域産業の核として期待を集める一方、その多くは小規模な事業者であります。

本道のワイン産業がさらに発展していくためには、栽培、醸造から販売までを担う人材の育成や道産ワインのブランド発信、販路拡大が重要と考えますが、道のワイン産業支援の取組について伺います。

○中田食ブランド担当課長　ワイン産業への支援についてでございますが、道では、道内におけるワイナリーの増加に対し、本道のワイン産業の中核を担う人材の育成に向け、平成27年度から北海道ワインアカデミーを開講し、昨年度まで293名の修了生を輩出しており、これまで、栽培・醸造技術の専門講義や実地研修に加え、経営やマーケティングに関する研修などの育成事業を進めているところでございます。

また、道産ワインの販路拡大やブランド発信に向け、国内では、飲食店等向けの商談会や百貨店等と連携したイベントを開催し、海外では、シンガポールやタイにおいてプロモーション等に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、今後とも、生産者のニーズを的確に捉え、講義内容の充実を図り、ワイン産業を支える担い手を育成するとともに、国内外での商談会やプロモーションを通じまして道産ワインの認知度向上や販路拡大に積極的に取り組み、教育機関や流通関係者などと連携しながら、ワイン産業の一層の振興に努めてまいります。

○中野渡志穂委員　では、最後に、今後の取組について伺います。

北海道の食品製造業は、道内製造品出荷額の約４割を占める基幹産業であり、地域経済を牽引する産業だと認識しております。

現状の厳しい経済環境の中、今後どのようにして食産業の振興を図っていく考えなのか、伺います。

○岡田遼副委員長　経済部食産業振興監上原和信君。

○上原経済部食産業振興監　食産業振興に向けた今後の取組についてでありますが、燃料油の高騰や石油化学製品の供給不足など、食品業界を取り巻く環境は厳しい状況が続く中、本道の食産業の発展に向けては、生産性向上と販路拡大の取組を同時に進めていくことが重要と認識しております。

このため、道では、これまで、関係機関と連携し、地域フード塾や輸出塾、ワインアカデミーなどを通じて生産性向上などにつながる人材育成に取り組んできたほか、道内外での商談会やどさんこプラザを活用したマーケティング支援など、販路の構築につながる取組を進めてきたところでございます。

道としては、引き続き、長年培ってきた流通事業者や関係団体等との協力関係を生かし、人材育成や販路拡大といった施策を一体的に推進しながら、道産食品の付加価値向上や国内外におけるブランド化に取り組み、本道における食産業の持続的な発展に努めてまいります。

○岡田遼副委員長　中野渡委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

白川祥二君。

○白川祥二委員　食料品の消費税減税に伴う道内経済への影響について伺ってまいります。

初めに、物価高対策の切り札として、来年４月から２年間限定で食料品の消費税率を８％から１％へと引き下げる方針が、今、取り沙汰されています。これが仮に実施されると、家計の負担軽減が期待される一方で、食産業と１次産業に深刻な影響をもたらすことが危惧されております。

特に、10％の税率が据え置かれる外食と、１％に引き下げられる総菜、弁当などの軽食との間で税差率が９％にまで拡大します。これにより、ただでさえ物価高や人手不足に苦しむ飲食店の客足がさらに遠のく事態が懸念され、さらに、２年間の期間限定とされるこの措置は、中小零細の小売店に対し、減税時と２年後の税率復帰時の計２回にわたるレジや基幹システムの改修という、極めて重い実務的・財政的負荷を強いることになります。そこで、伺います。

初めに、外食産業における顧客流出対策について伺います。

国は、富裕層への恩恵を懸念し、外食を減税対象から外す方向で調整しています。しかし、道内の飲食店、特に家族経営などの中小零細店舗にとって、この税率格差は死活問題です。テークアウトや中食への顧客流出が懸念され、地域のコミュニティーや観光地を支える飲食インフラが失われかねません。

食料品の減税によって生じる外食産業への負の影響を道としてどのように認識し、激変緩和に向けた支援策をどのように講じていくお考えなのか、まず伺います。

○岡田遼副委員長　中小企業課長田島誠也君。

○田島中小企業課長　外食産業への影響等についてでございますが、現在、国においては、社会保障と税の一体改革について議論する社会保障国民会議の実務者会議の中で、関係者からの意見

を聞きながら、食料品の減税など、諸課題について検討が進められているものと承知しております。

食料品の消費税負担軽減策につきましては、家計負担の軽減が期待される一方で、テークアウト等を除き、軽減税率の対象とならない外食産業においては、内食へのシフトなど、消費行動の変化による需要への影響が懸念されるものと認識しております。

このため、道といたしましては、引き続き、国の検討状況を注視するとともに、関係団体等からの情報収集を通じ、外食産業をはじめとする中小・小規模事業者への影響把握に努めてまいります。

○白川祥二委員　次に、中小企業に対する実務的、財政的な負担軽減措置について伺います。

本特例が２年間の時限措置であることは、中小零細の小売店や卸売業者に対し、短期間のうちに、税率の引下げと元への引き戻しという、２度にわたる大規模なレジや基幹システムの改修を強いることにほかなりません。これは、2019年の軽減税率導入時を上回る実務の混乱と莫大な費用負担をもたらすことが予想されます。経営資源やデジタル化の原資が限られる地域の中小企業にとっては、極めて深刻な打撃となりかねません。

こうした事態を見据え、中小零細企業に対する実務的な伴走支援や相談体制の速やかな強化、さらには、システム改修費用に対する財政的支援について、道の所見を伺います。

○田島中小企業課長　中小・小規模事業者への支援についてでございますが、食料品に係る消費税率の引下げが行われた場合は、事業者においてレジや会計システムの改修や価格表示の変更、棚札の更新など、様々な対応が必要になるものと認識しております。

国民会議の実務者会議における関係団体等からのヒアリングでは、システム改修コスト等の増加や現場の混乱を考慮すべきであり、２年間の時限措置は社会的なコストが大きいといった声などがあり、これを踏まえた同会議の中間取りまとめ案では、消費税率の変更に柔軟に対応できるシステムの普及促進を図るとしているものと承知しております。

道といたしましては、引き続き、国の検討状況を注視するとともに、状況に応じて中小・小規模事業者への負担軽減が図られるよう、国に対する要望などについて検討してまいります。

○白川祥二委員　今回も、減税という大義名分の裏で、地域経済の基盤である中小零細企業や飲食店が、制度のゆがみによる過度な負担に押し潰されるような事態は断じて避けなければなりません。道は、単なる国のマニュアルの伝達機関にとどまることなく、現場の悲鳴を国へと突きつける防波堤としての役割を果たすべきです。同時に、制度のはざまで、道内事業者が誰一人取り残されることのないよう、先手を打った実効性ある道独自の支援策についても果敢に講じることを強く求めたいと思います。

次に、統合型リゾート――ＩＲの誘致について伺います。

道が昨年12月に設置した有識者懇談会を経て、このほどＩＲ誘致に関する基本的な考え方の改訂素案が明らかとなりました。そこには、世界との交流拠点の創出や道内企業が参画する特定目的会社、いわゆるＳＰＣの設立など、一見すると華やかな未来図が描かれております。

しかし、足元の現実を見詰め直すとき、その前途は極めて不透明であると言わざるを得ません。昨年、誘致に関心ありとしていた函館市が、市民の合意形成や用地確保を理由に、来年の政府申請は厳しい旨を議会で表明した一方で、苫小牧市は、ＩＲ推進を公約に掲げ、関係予算を計上し検討を進めているなど、地域間の取組は様々です。何より、直近の道民意識調査において、ＩＲ誘致に対する反対意見が約６割を占めている事実は極めて重く、道民の不安や不信感は、解消されるどころか、むしろ深まっております。それにもかかわらず、道は、具体的な優先候補地の明記を避け、政府公募への申請時期やその是非についても依然として言葉を濁し続けております。そこで、こうした混迷する状況を踏まえ、以下、数点について伺います。

まず、道民世論の乖離と合意形成について伺います。

素案では、ＩＲの立地条件として、地域住民の理解を大前提に掲げています。しかし、道民意識調査で６割以上が反対しているという峻厳たる現実を、道はどう受け止めているのでしょうか。

先行する大阪の事例を見ても、区域整備計画の認定後も、なお住民の間で根強い懸念が残されており、函館市が断念せざるを得なかった背景にも、この住民理解という高い壁がありました。現状の道の進め方は、道民を置き去りにしたまま、基本的な考え方の策定だけが独り歩きしている印象を拭えません。

道として、道民の不安や反対の声をどのように受け止め、今後、どのように対話を重ねて納得のいく合意形成を図るおつもりなのか、見解を伺います。

○岡田遼副委員長　観光局長佐々木敏君。

○佐々木観光局長　道民の理解についてでございますが、道では、ＩＲを取り巻く環境変化などを踏まえまして、令和元年度に策定いたしましたＩＲに関する基本的な考え方を改訂することとしておりまして、ＩＲの検討に当たりましては、道内各地への観光消費額の拡大や経済波及効果のみならず、ギャンブル等依存症をはじめとする社会的影響対策といった課題など、メリット、デメリットの両面から幅広く御意見をお伺いしながら、道民の皆様の理解促進にも十分留意しつつ、丁寧に進めていくことが大変重要であると考えております。

道といたしましては、こうした認識の下、事業者や市町村に加えまして、ギャンブル等依存症対策に従事されている関係者の方々から御意見をお伺いするなど、引き続き、有識者懇談会で御議論をいただきながら、ＩＲに関する基本的な考え方の改訂に向け、検討を進めてまいります。

○白川祥二委員　次に、経済波及効果の実効性について伺います。

素案では、道内企業が出資するＳＰＣの立ち上げや、カジノ収益の地方還元による道民の暮らしの豊かさの向上がうたわれております。

しかし、世界的なカジノ運営の大手が主導するビジネスモデルにおいて、地元の金融機関や中小企業が対等に経営参画し、持続可能な利益を享受できるのかは極めて疑問であります。むしろ、ＩＲという巨大な自己完結型の施設が誕生することにより、周辺地域の既存の観光資源や商業資本から顧客を吸い上げる、いわゆるストロー効果や、カニバリゼーション、いわゆる市場侵

食といったリスクが懸念されます。

全道への経済波及という根拠の薄弱な甘い見通しだけでは、道内企業が単なる下請に終始し、地域の富が外資へ流出する事態を招きかねません。道内企業をしっかりと守り、カジノ収益を確実に道民へ還元するための具体策とその実効性について、道の所見を伺います。

○岡田遼副委員長　国際戦略担当課長寺下教夫君。

○寺下国際戦略担当課長　経済波及効果などについてでございますが、このたびの素案では、北海道ＩＲの方向性に関し、ＩＲの事業構造としては、北海道の価値を取り込んだ付加価値の高いサービスを提供するＭＩＣＥ施設や宿泊施設、送客施設などの中核施設の運営により、全道への送客や食材などの地元調達を通じ、観光消費の拡大とともに、経済波及効果が一層高められていくものと整理しております。

また、ＩＲ整備法においては、事業者に対して、カジノ収益の粗利益の15％を都道府県等に納付することを義務づけ、整備計画においてその使途を明示することが求められているところであり、社会福祉の推進や文化芸術、地域経済の振興など、地域課題の解決に向けたＩＲの役割について、今後、市町村の御意見も伺い、さらに、有識者懇談会で御議論いただきながら検討を進めてまいります。

○白川祥二委員　次に、政府公募への申請について伺います。

政府の公募受付は来年５月から11月と定められており、残された時間はあと１年を切っています。経済界からは、秋までの判断先送りは時間の無駄だと検討の加速を求める焦りの声が上がる一方で、来年４月には、道知事選という、これからの北海道のかじ取りを決める重要な節目が控えています。有識者懇談会の座長からも、知事選の公約や政策上の争点として議論し、道民の信を問うプロセスを経なければ遺恨を残すとの極めて重い指摘がなされています。

道は、政府公募への申請可否について、いつまでに明らかにするおつもりか、明確にお答え願います。

○岡田遼副委員長　経済部観光振興監後藤知佳子君。

○後藤経済部観光振興監　ＩＲの今後の進め方についてでございますが、道では、これまで、ＩＲに関する基本的な考え方の改訂に向け、ＩＲ整備の意義や北海道ＩＲの方向性などについて、有識者懇談会を開催し、メリット、デメリットの両面から検討を重ねてきたところでございます。

今後、道といたしましては、ＩＲの検討に当たっては、道民の皆様の理解が大変重要との考えの下、事業者の方々や市町村に対し、中核施設の事業性やカジノ納付金などを含め、必要性や可能性、実現性といったＩＲに関する考えを丁寧にお聞きするとともに、有識者懇談会において、北海道におけるＩＲの方向性や現在のギャンブル等依存症対策、地域課題解決のための納付金の活用策などを論点として引き続き御議論をいただき、着実に検討を深め、基本的な考え方の成案を次期定例会にお示しできるよう取組を進めてまいります。

○白川祥二委員　ＩＲの誘致の是非は、本道と地域社会の未来を左右する重大な選択です。依存

症への懸念や世論の不安を置き去りにせず、真摯な対話と説明を尽くし、道民が切望する、安心して暮らし続けられる確かな未来を確立することこそが、道の責務ではないでしょうか。目先の経済効果にとらわれず、次世代に禍根を残さない、賢明かつ主体的な決断を下すことを強く求め、次の質問に移ります。

最後に、エネルギー政策について伺います。

近年、国においては、人工知能の急速な普及やデータセンターの拡大に伴う電力需要の増加を見据え、エネルギー政策の大転換を進めています。昨年、閣議決定された基本計画への原発の最大限活用の明記や、2050年代までに最大14基に及ぶ建て替え方針など、その加速ぶりは顕著です。

しかし、福島第一原発事故の教訓の風化を懸念する声や、原子力事業者への不信感から、道民の不安は払拭されておりません。安全、安心を担保した持続可能な社会をいかに確立していくべきか、道の基本姿勢について伺います。

初めに、原発の建て替え目標について伺います。

政府が示した目標は、原子力産業の人材確保や投資を促す狙いがあるとされていますが、１基当たり１兆円を超える巨額の初期投資と長期に及ぶ建設期間は、将来的な電気料金の高騰として道民や地域経済を直撃しかねません。さらに、事故時の無限責任や核のごみの最終処分問題など、地域が負い切れない重大なリスクが山積しています。

今回の政府の建て替え目標や原発依存度の引上げ方針について、道はどのように受け止めているのか、所見を伺います。

○岡田遼副委員長　資源エネルギー局長長島正己君。

○長島資源エネルギー局長　原子力発電所についてでございますが、国のエネルギー基本計画では、再生可能エネルギー、原子力など、エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠であるとしております。

また、原子力を長期的に利用する上で、将来の予見可能性を高め、原子力サプライチェーンや人材の維持強化を図るため、今月、国におきまして、一定の仮定の下で試算をし、建て替えが必要な原発の設備容量を、見通しとして示したものと承知をしております。

道といたしましては、原発は、何よりも安全性の確保が大前提であり、原発の安全性や必要性については、国が責任を持って丁寧な説明を行い、国民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要と考えております。

また、原子力の活用につきましては、既存の発電所の耐用年数のほか、放射性廃棄物の処分方法の確立に関する進捗状況、さらには、その時々の電源開発や新技術の開発状況なども踏まえ、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境への適合を図る、いわゆるＳプラス３Ｅの原則に照らし、国において判断されるものと考えております。

○白川祥二委員　最後に、再生可能エネルギーについて伺います。

エネルギー基本計画では、再エネを主力電源と位置づけ、2040年度の発電比率を４割から５割

に高めるとしています。温室効果ガスを排出しない優れた利点を持つ一方で、本道においては、メガソーラーによる自然破壊や洋上風力発電の建設費高騰といった現実的課題に直面しています。開発を急ぐあまり、地域の環境や住民生活を脅かすことは本末転倒であり、地域との共生を両立させる丁寧な仕組みづくりが不可欠です。

現在直面している課題の認識と今後の道の対応について、見解を伺います。

○岡田遼副委員長　経済部ゼロカーボン推進監中富大輔君。

○中富経済部ゼロカーボン推進監　再生可能エネルギーの導入促進についてでございますが、道内においては、太陽光発電事業などの違法行為が散見され、再エネ事業の推進に当たり、環境や景観に与える影響などに対し、不安や懸念を感じる方々もおられると承知しております。

道では、再エネの導入に当たっては、関係法令の遵守はもとより、地域の皆様の御理解の下、地域との共生を大前提に、適切に実施されることが重要と認識しております。

このため、道では、昨年11月、地域との共生に関する知事メッセージを発信し、事業者にその遵守を強く求めるとともに、関係法令の運用を見直し、違反には厳正に対処することとしたほか、国にも必要な法整備を求めているところでございます。

道としては、今後とも、こうした取組を通じ、自然環境の保全、景観への配慮など、地域との共生を図り、環境と経済の好循環の実現を目指してまいります。

○白川祥二委員　エネルギー政策は、道民の生存と地域経済の両面を握る極めて重大な選択にほかなりません。

道においては、原子力災害のリスクや相次ぐ不祥事に対する道民の深い不信感を厳しく直視すべきであり、安全を最優先とし、地域の環境と共生する持続可能な社会の実現に向け、北海道にふさわしいエネルギーの未来図を、やはり、主体性を持って描き出すことが強く求められているというふうに思います。このことを含め、このエネルギー問題については、知事に直接伺いたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○岡田遼副委員長　白川委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

山根まさひろ君。

○山根まさひろ委員　それでは、質問してまいります。

初めに、宿泊税についてお伺いいたします。

本年４月１日から、北海道に宿泊税が導入されました。宿泊税については、観光振興の安定財源として期待される一方で、宿泊事業者においては、徴収事務やシステム改修など新たな負担が生じているほか、利用者への周知も重要な課題であると考えます。

まずは、制度導入から現在までの宿泊税の徴収状況をどのように把握しているのか、また、導入後の運用状況についてどのように評価しているのか、お伺いいたします。

○岡田遼副委員長　観光未来づくり担当課長佐野泰弘君。

○佐野観光未来づくり担当課長　宿泊税制度導入後の状況についてでございますが、道では、４月から、宿泊税に関するお問合せに対応するため、年中無休の相談窓口として北海道宿泊税コールセンターを開設し、税を徴収していただく宿泊事業者の方々からの御相談に対応しているほか、宿泊事業者の方々などを対象としました地域意見交換会の開催や関係団体との意見交換、宿泊事業者の方々への個別ヒアリングなどを通じて、制度の運用状況を確認しているところでございます。

こうした中、宿泊事業者の方々から、旅行商品の料金に宿泊税が含まれているかどうかが分かりにくいことが原因で、宿泊者から税の支払いを拒まれる事例があったとの御意見があり、道といたしましては、こうした課題の解決に向け、先般、旅行業の皆様に対し、宿泊税の表記について分かりやすい記載としていただくよう協力を依頼するなど、制度の円滑な運用に取り組んできたところであり、制度に対する様々な御意見はあるものの、現時点では大きなトラブルや混乱等はないものと認識しております。

○山根まさひろ委員　２番、３番と質問を用意していたのですけれども、千葉(真)委員や水間委員と重複しますから、これは割愛させていただいて、４番へ行きます。

４番は、宿泊税を徴収する宿泊事業者や観光地の関係者からは、集めた税が自らの地域にどのように還元されるのかという声もあると考えます。特に、観光客の受入れに伴い、公共交通を含めた地域交通などの環境整備等、様々な負担を抱える地域においては、税の使途に対する納得感が重要であります。

各地域が宿泊税の効果を実感できるよう、どのような考え方で事業配分や施策展開を行っていくのか、お伺いいたします。

○佐野観光未来づくり担当課長　宿泊税活用事業についてでございますが、道では、宿泊税を充当する施策は、地域の課題や実態に即した施策とすることが重要と考えておりますことから、各振興局が、地域との連携の下、地域の実態やニーズに即した観光施策を展開できるよう、今年度、新たに宿泊税を活用した地域観光振興事業を構築しており、それぞれの地域が必要としております広域周遊ルートの構築や、観光コンテンツの発掘や磨き上げ、訪日外国人向けマナー啓発など、全26事業を実施するところでございます。

また、道では、宿泊事業者の方々などが行う省力化や、安心、安全、高付加価値等に係る設備投資などへの補助事業や、交通事業者の方々が行うキャッシュレスシステム等の導入支援などにより、多様化する宿泊者の方々のニーズや満足度向上に取り組むとともに、道の宿泊税を活用した事業が一目で分かるようなロゴマークを作成し、活用現場や成果品などに掲示するなどして、納税者や税を徴収していただく宿泊事業者の方々、そして道民の皆様に、宿泊税制度導入の効果を実感いただけるよう取り組んでまいります。

○山根まさひろ委員　次に、税収見込みと事業の進捗についてお伺いいたします。

宿泊税は、観光振興を目的としております。納税者や宿泊事業者の理解と協力を得ながら制度

を運営していくためには、税収の使途や事業効果を分かりやすく示していくことが重要であります。

また、本年６月には、制度導入後、初めてとなる宿泊税の申告と納税が行われることとなります。制度導入後の宿泊税収について、現時点では当初見込みと比較してどのような状況にあると認識しているのか。また、宿泊税を財源とする各種観光振興施策については、既に令和８年度から事業が開始されておりますが、今後、税収が当初見込みを下回った場合や上振れすることも考えられることから、事業の執行や事業の創設、継続にどのような影響が生じると考えているのか。さらに、安定的な事業実施に向け、どのように対応していく考えなのか、所見をお伺いいたします。

○佐野観光未来づくり担当課長　宿泊税収の見込みなどについてでございますが、北海道宿泊税の初回の申告納入期限は６月末であるため、現時点で税収額は把握できておりませんが、宿泊事業者団体などへの聞き取りでは、４月及び５月の宿泊者数は対前年同数程度であると認識しております。

また、仮に今年度の宿泊税収が見込額より大きく増える場合は、差額を歳入予算に計上した上で基金に繰り入れるほか、税収が見込額より減る場合は、施策の実施状況や関係先への影響などを総合的に勘案し、施策の効果が最大限に得られるよう所要の検討を行ってまいる考えでございます。

道といたしましては、引き続き、宿泊事業者団体などの協力を得ながら、宿泊者数の動向を把握するなどして、安定的な制度運用となるよう適切に対応してまいります。

○山根まさひろ委員　次に、宿泊税を活用した歴史・文化資源への支援についてお伺いいたします。

宿泊税は、観光振興を目的とした税でありますが、本道観光の魅力は、豊かな自然はもとより、アイヌ文化や縄文遺跡群、炭鉄港、開拓の歴史、地域に根差した祭りや伝統芸能など、多様な歴史・文化資源によって支えられております。宿泊税の活用に当たっては、単なる誘客施策にとどまらず、こうした地域資源を次世代へ継承し、観光資源として磨き上げる視点が重要だと考えております。

例えば、本年、35回目を迎えたＹＯＳＡＫＯＩソーラン祭りは、275チーム、約２万7000人が参加しまして、観客動員数も211万人を超えるなど、本道を代表する歴史的文化・芸能イベントとして大きな経済効果を生み出しております。一方で、主催者からは、物価高騰による宿泊費や移動費、運営経費の上昇により、参加者や運営側の負担が年々増しているとの声も聞かれております。

こうした歴史・文化的価値を有するイベントや各地域の取組は、観光振興のみならず、地域活性化にも大きく寄与していることから、宿泊税を活用した支援について検討すべきと考えますが、道の所見をお伺いいたします。

○岡田遼副委員長　観光未来づくり担当局長冨田英樹君。

○冨田観光未来づくり担当局長　歴史・文化資源への支援についてでありますが、本道は、豊かな自然や食はもとより、アイヌ文化や炭鉄港といった日本遺産など、多様で魅力的な地域の歴史・文化資源が数多くあり、道としては、これらの資源は、本道観光の価値を高める重要なコンテンツであると認識しております。

道では、今年度、新たに宿泊税を活用し、観光関連事業者等による歴史・文化施設などのバリアフリー化といった設備導入等の費用を支援する補助制度を創設したところでございます。

歴史・文化資源への支援といった具体的な施策の検討に当たっては、市町村の取組内容とすみ分け、自主的な取組にも配慮しつつ、連携による相乗効果を高められるよう、宿泊者の受益などの観点から、宿泊税充当の原則的なルールと照らし合わせるなどして、地域の課題やニーズに即し、必要な施策となるよう検討してまいります。

○山根まさひろ委員　宿泊税を活用した歴史・文化資源への支援について答弁をいただきました。

北海道を代表する歴史・文化イベントは、地域経済の活性化にも大きく寄与していると考えております。一方で、物価や人件費の高騰により、警備や会場運営などの負担は年々増しております。宿泊税は、観光振興だけではなく、持続可能な観光地域づくりや地域との共生を目的とするものであります。オーバーツーリズム対策や受入れ環境の整備、地域文化の継承という観点からも、歴史・文化資源については、宿泊税を活用した積極的な支援を検討されるよう指摘をしておきます。

続きまして、北海道カスタマーハラスメント防止条例についてお伺いをいたします。

北海道カスタマーハラスメント防止条例は、令和７年４月に施行されてから約１年が経過いたしました。条例制定に当たっては、働く人を守りながら、顧客との良好な関係を維持し、誰もが安心して働き、サービスを受けられる社会の実現を目指してきたところであります。

一方、カスタマーハラスメントは、医療、介護、公共交通、小売業、宿泊業、行政窓口、教育現場など、幅広い分野で発生しております。人材不足が深刻化する中、働く環境を守る観点からも重要な課題となっております。条例施行から１年余りが経過した今こそ、その効果と課題を検証し、必要な施策につなげていくことが重要であると考えております。

そこで、伺ってまいりますが、条例施行後、道が設置する相談窓口には何件の相談が寄せられているのか、また、相談内容や業種別の傾向について、まずはお伺いいたします。

○岡田遼副委員長　雇用労政課長兼働き方改革推進室長井澤亜紀君。

○井澤雇用労政課長兼働き方改革推進室長　電話相談窓口についてでございますが、道では、北海道カスタマーハラスメント防止条例の施行に合わせ、電話相談窓口「ハラスメント・労働相談コール」を設置し、カスハラに限らず、パワハラやセクハラを含め、相談に対応しており、令和７年度は、各種ハラスメントに関する251件の相談が寄せられ、そのうち、カスハラに関するものは28件あったところでございます。

相談の内容といたしましては、カスタマーハラスメントに該当するかや、カスタマーハラスメ

ントへの対応方法に関するものが多く見られており、業種別では、生活関連サービス業・娯楽業が８件で最も多く、次いで、卸売業・小売業、医療・福祉がそれぞれ３件ずつとなっているところでございます。

○山根まさひろ委員　次に、相談窓口の対応についてでございます。

相談案件の中で、特に深刻な事案や悪質な事案はどの程度あったのか。それから、事業者や被害を受けた従業員に対し、どのような支援や助言を行ったのか。また、条例施行後の相談状況を踏まえ、相談員の配置状況や専門家との連携体制についてお伺いいたします。

○井澤雇用労政課長兼働き方改革推進室長　相談対応の状況についてでございますが、寄せられた相談の中には、顧客からの過度な金銭要求や、従業員の名誉を傷つけるような暴言を受けたなどの案件があったところです。

ハラスメント・労働相談コールでは、社会保険労務士２名が各種相談に対してきめ細かな対応を行っており、相談者に対しましては、書面などでの記録の保存や会社の相談窓口、労働組合への相談、刑事告発の検討などの助言をしているほか、弁護士や司法書士の無料法律相談窓口を紹介するなどしているところでございます。

○山根まさひろ委員　答弁をいただきました。条例施行後も、現場では依然として深刻なカスハラ事案が散見されているとの答弁でございました。相談窓口では、関係機関との連携、各事案に対して事業者への支援につなげる対応を行っているとのことでもありました。

相談件数や相談内容の傾向を丁寧に把握、分析し、現場の実情に即した対応が図られるよう、相談窓口の周知徹底と機能強化に引き続き努めていただくことを指摘いたしまして、次に行きます。

支援体制についてでございます。

条例施行後、中小企業や小規模事業者からは、対応マニュアルの作成や職員研修を実施したいが、人員やノウハウが不足しているとの声も聞かれます。

道は、こうした事業者に対し、どのような支援を行っているのか、お伺いいたします。

○井澤雇用労政課長兼働き方改革推進室長　中小・小規模事業者への支援についてでございますが、道が、昨年度、道内事業者を対象に実施したカスタマーハラスメント実態調査の結果では、カスハラ対策の基本方針につきましては、策定済みが27％、検討中が32％、研修につきましては、実施している、検討中のいずれも22％となっているほか、規模が小さい事業者ほど、それらの割合が小さい傾向があるところです。

道におきましては、事業者のカスハラ対策に向けた体制整備等の取組を支援するため、道内６圏域においてカスタマーハラスメント防止対策セミナーを開催するなどしてきたところであり、今後は、国と連携して、改正労働施策総合推進法の説明会を開催するとともに、特に、中小・小規模事業者に向けては、防止対策セミナーにおいて、カスハラ対策の基本方針作成事例や国が作成した対応マニュアルを紹介し、それらの導入を後押しするなど、支援の取組を強化してまいります。

○山根まさひろ委員　次に、条例の効果についてお伺いいたします。

条例施行から１年が経過した現在、道は、条例の効果をどのように評価しているのか、また、今後の見直しについてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○岡田遼副委員長　労働政策局長安彦史朗君。

○安彦労働政策局長　北海道カスタマーハラスメント防止条例についてでございますが、実態調査の結果では、本道において、カスハラが広がり、就業環境悪化を及ぼしていることや、事業者においてカスハラ防止に向けた取組が進みつつあることが確認されました。

こうしたことから、道といたしましては、カスタマーハラスメント防止に関し、基本理念や対策を定めた本条例の意義は大きく、条例に基づく施策を推進していくことが大変重要であると改めて認識してございます。

また、本条例は、施行から３年をめどとして、国内の法制度の動向等を踏まえ、必要な措置を講じ、その後は、５年を経過するごとに、社会経済情勢の変化を勘案し、施行の状況等に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされてございまして、道といたしましては、この規定にのっとりまして適切に対応してまいります。

○山根まさひろ委員　次に、今後の取組についてでございます。

条例制定時から申し上げておりますが、私もこの条例に非常に思い入れがありまして、カスハラ対策は、単なる迷惑行為対策ではなく、働く人を守り、人材確保につなげる重要な政策であります。

昨年の実態調査の結果を踏まえ、どのような点を強化し、今年度の取組を進めていくのか、最後に部長の所見をお伺いいたします。

○岡田遼副委員長　経済部長水口伸生君。

○水口経済部長　道の取組についてでございますが、道では、これまで、カスハラ実態調査の実施や特設サイトの開設、ポスター、リーフレットの作成、配布を通じた普及啓発、ハラスメント・労働相談コールの開設による相談対応のほか、カスハラ対策を学ぶセミナーの道内各地での開催などに取り組んできたところでございます。

こうした中で、実態調査の結果を見ますと、事業者においては、カスハラ防止に向けた取組や条例に対する認知が広がりつつあるところでございます。

こうしたことから、道といたしましては、今後、カスハラへの関心、理解や防止対策がさらに広がるよう、啓発用デジタルサイネージデータの提供拡大や特設サイトの内容の充実、相談窓口の周知強化、防止対策セミナーのリモート開催の拡大など、周知啓発や相談対応、人材育成の取組を強化し、国や市町村、関係機関とも連携しながら、各般の施策をより効果的に進めてまいります。

○山根まさひろ委員　答弁をいただきました。周知啓発や相談対応、人材育成の取組を強化していくということでございますから、ぜひ取組を進めていただきまして、次の質問に行きたいというふうに思います。

次世代型太陽電池の産業化と北海道の戦略についてお伺いしてまいります。

まず、国の動向認識についてでございます。

我が会派代表格質問で、再生可能エネルギーについてただしました。知事答弁では、地域との共生を大前提とした再エネの導入を図り、環境と経済の好循環の実現を目指すとのことでありました。

そこで、質問してまいりますが、次世代型の太陽電池であるペロブスカイト太陽電池やカルコパイライト太陽電池が先行し報道されております。ペロブスカイト太陽電池については、自衛隊施設における実証実験を2026年夏から沖縄で開始し、約９か月間にわたり、発電性能や耐久性などを検証することとしております。

また、将来的には、政府施設全体への導入拡大を目指すとともに、経済安全保障の観点からも、国産技術として重点的に支援する方針を示しております。さらに、2040年までには20ギガワット、原子力発電所約20基分に相当する導入目標を掲げており、その普及拡大に向けた取組を本格化させております。

こうした中、実証実験は、温暖な気候である沖縄県からスタートしますが、全国展開を見据えるのであれば、積雪や低温環境といった厳しい気象条件の下での性能や耐久性の検証も不可欠であります。

北海道は全国有数の積雪寒冷地であり、多様な気象条件を有することから、寒冷地実証のフィールドとして、既に民間で一部行われていると仄聞しますが、次世代型太陽電池の活用は大きな可能性を持っていると考えます。

そこで伺いますが、国が、次世代型太陽電池を戦略分野として位置づけていることについて、道としてどのような認識を持っているのか、まずはお伺いいたします。

○岡田遼副委員長　新エネルギー担当課長上野淳君。

○上野新エネルギー担当課長　ペロブスカイト太陽電池についてでございますが、国では、軽量、柔軟などの特徴を有し、太陽光発電の適地を確保する手段の一つとして、耐荷重性が低い屋根や壁面など、これまで設置が困難であった場所にも導入が可能なペロブスカイト太陽電池について、グリーンイノベーション基金を活用し、その開発を推進しているところであり、道といたしましても、再エネの導入拡大と地域との共生を両立するものとして期待されるものと認識しております。

このため、道では、昨年度改定いたしました北海道省エネ・新エネ促進行動計画におきまして、重点的に推進する事項として、ペロブスカイト太陽電池などの新技術の普及、活用などに積極的に取り組むこととしており、大学、道総研、企業局、民間などと連携し、これを進めてまいります。

○山根まさひろ委員　次に、道内企業への波及効果についてお伺いいたします。

次世代型太陽電池は、製造だけではなく、建設業、電気工事業、設備管理業、部材製造業、不動産業、第１次産業など、幅広い産業への波及が期待されます。

道は、この新市場による経済波及効果をどのように広めていくのか、所見をお伺いいたします。

○岡田遼副委員長　新エネルギー担当局長横山諭君。

○横山新エネルギー担当局長　次世代型太陽電池の導入の波及効果についてでございますが、国の次世代型太陽電池戦略では、ペロブスカイト太陽電池は、製造から廃棄、リサイクルまでの付加価値創出などにより、産業競争力の強化と世界で稼げる産業としての成長が期待されているところでございます。

また、多様な用途、設置形態が可能なことから、国では農林漁業など様々な分野への導入を進めています。これを踏まえ、ＮＥＤＯでは、次世代型太陽電池による2050年の経済波及効果を約１兆2500億円と見込み、技術開発を促進しているものと承知しております。

道といたしましては、こうしたペロブスカイト太陽電池の特徴を踏まえ、道内企業への情報発信に取り組むなどし、環境関連産業の振興につなげてまいります。

○山根まさひろ委員　次に、サプライチェーンについてでございます。

国は、国内サプライチェーンの構築を進めております。道内企業が国のサプライチェーンに参画できるよう、国や事業者とのマッチング支援を行うことが重要であると考えますが、所見をお伺いいたします。

○横山新エネルギー担当局長　道内企業の参入促進についてでございますが、国では、ペロブスカイト太陽電池について、国内において強靭な生産体制を確立させることが重要とし、ＧＸ予算を用いながら、早期の社会実装を進めていくこととしております。

道といたしましては、こうした国の動きを注視し、セミナー等の機会を通じ、新エネルギー設備導入支援事業の活用も含め、情報発信を行ってまいります。

また、道総研等研究機関などとの連携を一層強めながら、ワンストップ相談窓口におきまして、希望する企業に対し総合的なアドバイスを実施するとともに、必要に応じ、「ＧＸ／ＡＩ金融・資産運用特区」の枠組みを活用するなど、参入促進を図ってまいります。

○山根まさひろ委員　答弁をいただきました。現在、札幌と北海道で進めるＧＸ特区、チーム札幌・北海道の取組を最大限に生かすためには、次世代型太陽電池の実証にとどまらず、道内企業の参入促進や需要創出まで見据えた取組が重要であります。本道が、寒冷地における先進モデルとなるように、積極的な推進と併せて具体的な検討が重要であります。今後の積極的な取組をお願いしまして、これは指摘といたします。

次に、国の予算獲得についてでございます。

今後、国は、大規模な支援制度を創設する可能性があると考えますが、国の補助制度や実証予算の獲得に向け、道として国に働きかけを行うことが重要であると考えますが、所見をお伺いいたします。

○横山新エネルギー担当局長　国への要望についてでございますが、軽量、柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池は、再生可能エネルギーの導入拡大に資することから、道では、再

エネの開発導入の促進に向けた支援措置の拡充といたしまして、コスト面や耐久性などの課題を踏まえた技術開発・実証事業等を進め、新技術の普及、活用を図ることなどにつきまして、国に要望しているところでございます。

国では、グリーンイノベーション基金を活用し、令和３年度から、約1000億円の規模で次世代型太陽電池の開発を進めているほか、令和８年度は、ペロブスカイト太陽電池の製造設備などの投資を計画する企業等への補助に497億円を措置しているところであり、道といたしましては、国や企業等の動きを踏まえながら、引き続き、必要な対応を国に働きかけてまいります。

○山根まさひろ委員　政府が動き出した今こそが重要な局面でもあります。北海道は、再生可能エネルギーや広大な土地など、大きな優位性を有しております。この強みを生かして国と連携し取組を進めることが、ゼロカーボン北海道の実現はもとより、将来の産業集積や雇用創出にもつながってくると考えます。

この機を逃すことなく、北海道として、国に対し積極的な政策提案を行うべきであることを強く指摘をいたします。この案件については、知事総括質疑に上げたいというふうに思いますので委員長のお取り計らいをお願いいたします。

続きまして、追加補正予算についてお伺いいたします。

国の補正予算におけるＬＰガス、特別高圧電力、新たに中小企業総合振興資金貸付金の施策が提案されました。国、道を合わせまして57億6500万4250円の内容が示されました。そこで、以下、質問をしてまいります。

まず、ＬＰガス、特別高圧電力への支援の効果の検証についてでございます。

本道では、これまで、ＬＰガス利用者に対しましては５回目、特別高圧電力を受電する事業者に対しては６回目となる支援を実施してきました。私は、これらの施策は、国の支援策を補完するためのエネルギー価格高騰への対症療法的な政策でしかなく、道としては、これまでの支援により、ＬＰガス利用世帯及び特別高圧受電事業者の負担がどの程度軽減されたと評価しているのか、また、道民や事業者にどのような効果があり、同じ支援策に至ったのか、お伺いいたします。

○岡田遼副委員長　経済企画課長工藤和浩君。

○工藤経済企画課長　ＬＰガス、特別高圧電力への支援についてでありますが、国において、物価高への対応として累次にわたって電気・ガス料金への支援を行ってきており、道といたしましても、これに呼応して、国の支援の対象外となりますＬＰガスと特別高圧電力の利用者を支援してきたところでございます。

支援の実施により、ＬＰガス利用者からは、家計が助かるのでありがたい、光熱費の負担軽減になるなどの声が、特別高圧電力利用者からは、電気料金上昇への対応に役立った、負担軽減になるなどの声が寄せられております。

こうした中、先般、国におきまして重点支援地方交付金が措置されたことから、道としましては、交付金を活用し、ＬＰガスの支援については、料金上昇幅や支援期間等を踏まえ、値引き額

を設定し、国が実施する都市ガス支援と比べても遜色のない水準としましたほか、特別高圧電力の支援についても、高圧電力に対する国の支援と同じ水準の支援を行うこととしたところでございます。

○山根まさひろ委員　次に、行政サービスの公平性についてお伺いします。

我が会派は、これまで再三にわたり、行政サービスにおける公平性の確保についてただしてまいりました。電気・ガス料金の高騰に対する支援策には様々な手法があると考えますが、今回の支援策をＬＰガス利用者や特別高圧電力事業者を中心とした支援事業にとどめた理由について伺うとともに、基本は消費生活者全てに支援が行き届くべきであるため、行政サービスの公平性についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○工藤経済企画課長　補正予算案の考え方などについてでありますが、中東情勢の影響によりエネルギー価格が高騰している中、今般、国では、使用量が多くなる７月から９月までの電気、都市ガスの支援を行うこととしたものの、ＬＰガスと特別高圧電力は支援対象外とされ、国からは、重点支援地方交付金を活用し、ＬＰガスと特別高圧電力料金の支援を講じるよう依頼があったところでございます。

このため、道としましては、道内においてエネルギー価格が高止まりしていることや、国からの限られた財源を有効に活用する観点から、このたびの国の電気・ガス料金の支援施策と併せて、幅広い道民の皆様や事業者の方々の負担軽減の一助となる、ＬＰガス、特別高圧電力の利用者支援を行うこととしたものでございます。

○山根まさひろ委員　答弁をいただきましたが、ＬＰガス料金及び特別高圧電力料金の支援については、国から支援を講じるよう依頼があったとの答弁でありました。

この国からの依頼は、道として、必ず受け入れなければならないものなのか、その考え方についてお伺いいたします。

○工藤経済企画課長　国からの依頼についてでありますが、国からの依頼は、必ず受け入れなければならないものではございません。

道といたしまして、エネルギー価格が高騰している中、幅広い道民の皆様や事業者の方々の負担軽減の一助となるよう必要な対策を検討し、限られた財源の中、国の支援の対象外となるＬＰガスや特別高圧電力を利用する皆様への支援を行うこととしたところでございます。

○山根まさひろ委員　次に、政策の転換についてお伺いいたします。

本道は、冬季の暖房需要の大きさや物流コストの高さに加え、近年は猛暑による冷房需要の増加など、他県にはないエネルギー負担を抱えております。

こうした状況を踏まえると、今回の支援は、一時的な負担軽減にはなるものの、構造的課題の対応としては十分とは言えず、原因療法的な政策を検討する時期に来ていると考えますが、道の所見をお伺いいたします。

○水口経済部長　物価高騰対策の考え方についてでございますが、中東情勢の影響により、燃料油や石油化学製品の高騰、供給不安など、道内におきましても影響が顕在化しており、依然とし

て先行きが不透明な中で、影響の長期化が懸念されております。

こうした中、道では、物価高対応緊急経済対策を改定し、価格や供給、経営のほか、脱化石燃料や省資源などについてより意識していただく必要があることから、省エネや新エネ、省資源やリサイクルといった観点も含め、四つの柱で対策を進めていくこととしております。

また、国では、経済や生活に支障がない範囲で、企業、家庭の省エネを推進するとしているほか、化石燃料リスクからの脱却に向けた構造的な取組を強力に推進することとしております。

道におきましても、価格や供給面などにおける影響緩和に努めますとともに、限られた資源の有効活用に向け、省エネの呼びかけや３Ｒの推進など、関係部局と連携しながら必要な取組を推進してまいります。

○山根まさひろ委員　答弁をいただきましたけれども、答弁の内容は、原因療法的な施策の展開を図る旨の答弁だと理解したのですが、その認識でよいのか、再度お伺いいたします。

○水口経済部長　対策の考え方についてでございますが、道といたしましては、中東情勢の影響により、道内において、価格、供給、経営面での様々な影響が生じており、道民の皆様や事業者の方々に対し、足元の影響緩和に向け、支援が幅広く行き渡るよう対策を講じますとともに、化石燃料に依存しているという構造的な課題にも対応するため、限られた資源の有効活用に向け、省エネの呼びかけや３Ｒの推進など、関係部局と連携しながら必要な取組を推進してまいります。

○山根まさひろ委員　分かりました。次に行きます。

若年層対策についてでございます。

これまでの物価高騰対策は、エネルギー価格対策や事業者支援が中心でありましたが、将来の北海道を担う若年層に対する支援も手厚くする必要があると考えます。

例えば、若年層の道外流出が続く中、奨学金返済や交通費、住宅費などの負担軽減に資する支援を強化し、本道の定住につなげるべきと考えますが、若年層を対象とした支援策等の充実に向けて、道の所見をお伺いいたします。

○岡田遼副委員長　経済企画局長奥水昌明君。

○奥水経済企画局長　若年層対策についてでございますが、本道経済は、物価の上昇が継続しており、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営環境が大変厳しい状況でありますことから、本年２月に物価高対応緊急経済対策を策定し、足元の物価・エネルギー高の影響緩和や物価上昇を上回る賃上げ環境の整備に向けた支援に取り組んできたところです。

また、若者などの地元就職を促進するため、人手不足が深刻な職種の道内事業所に就労する方と雇用する事業者に対して奨励金、支援金を支給いたしますほか、道内の一部の市町村では、就職等により地域に定着する人材を確保するため、奨学金の返還支援などに取り組んでいるところです。

道といたしましては、今般の中東情勢の影響も踏まえ、物価高対応緊急経済対策を改定し、道民の皆様や事業者の方々の影響緩和に向け、必要となる対策に取り組むほか、若年層の方々にも

道内に定住していただけますよう、関連する施策の推進に努めてまいります。

○山根まさひろ委員　次に、少子化対策との連動についてでございますが、近年の物価高騰や住宅価格、家賃の上昇は、若年層の結婚や出産、さらには道内定住にも大きな影響を及ぼしていると考えます。

国においては、住宅取得支援や新婚世帯の住居費支援などが行われておりますが、本道では、依然として若年層の道外流出や出生率低下が続いております。少子化対策を進める上では、出産後の支援という対症療法ではなくて、若者が安心して暮らし、結婚や子育ての将来設計を描ける住環境を整備する取組が重要と考えます。

住居環境や生活環境等にも物価高騰の波が押し寄せる中、少子化対策の観点からも、住宅確保支援をはじめ、子育て環境の整備などの支援にも目を向けた政策の展開が重要と考えますが、所見をお伺いいたします。

○輿水経済企画局長　少子化対策に係る若い世代の方々への支援についてでございますが、国は、こども未来戦略に基づき、若年層の所得向上や社会全体の意識改革などの取組を進めておりまして、道といたしましても、所得向上をはじめとした若い世代の方々への支援は重要と認識しております。

このため、道では、非正規雇用労働者の正社員化に係る処遇改善や賃上げしやすい環境の整備等に取り組みますほか、市町村と連携しながら、若い世代に対し、結婚に伴う新生活のための引っ越し費用や家賃等の補助に加え、多子世帯の保育料無償化などの経済的な支援に取り組んできたところです。

また、今年度からは、医療機関から遠隔地に住む妊産婦等への交通費助成を拡充するほか、乳幼児等医療給付事業に係る所得制限の撤廃を本年８月に実施できるよう検討を進めているところであります。

道といたしましては、引き続き、市町村や関係団体と連携しながら、各地域で実施している経済的支援や結婚支援に関する取組の情報発信の充実を図り、若い世代の誰もが結婚や出産、子育ての希望をかなえることができるよう取り組んでまいります。

○山根まさひろ委員　私は、今後、国の補正予算が措置される際には、これまでのような物価高騰への対症療法的な支援だけではなく、若年層や少子化対策など将来を見据えた原因療法的な施策にも重点を置くべきだということを伺いましたが、答弁では、これまでの道の取組についての説明にとどまり、今後の施策の方向性は示されませんでした。

私は、国の補正予算を本道の将来への投資と捉え、若年層支援や少子化対策といった視点を取り入れた新たな施策を積極的に検討すべきと考えますが、再度、所見をお伺いいたします。

○水口経済部長　物価高などに対応した今後の経済対策などについてでございますが、道では、今般の対策の検討に当たりましては、若年層や子育て世帯も含め、物価高や中東情勢の影響を受けている幅広い道民の皆様や事業者の方々の負担軽減の一助となるよう検討してきたところでございます。

こうした中、全ての世帯を対象に電気・ガス料金への支援を行う国の施策を踏まえ、限られた財源を活用し、ＬＰガスや特別高圧電力の利用者への支援などに取り組むこととしたところでございます。

道といたしましては、今後も、物価高や中東情勢の長期化に伴う影響が懸念されますことから、地域や事業者の方々からの声に真摯に耳を傾け、国の政策動向やその時々の政策課題なども踏まえ、適時適切に対応してまいります。

○山根まさひろ委員　分かりました。

続きまして、預託金についてでございます。

今回の緊急経済対策は、道の融資制度である中小企業総合振興資金制度を活用した支援策でございます。物価高騰やエネルギー価格の上昇に直面する中小・小規模事業者の資金繰りを下支えする重要な制度であると承知しつつも、一方で、今回積み増しされた預託金は28億9100万円であり、本道には多数の金融機関が存在し、融資対象となる業種も約1100から1200業種に及ぶことを踏まえると、支援規模として十分なのか疑問を感じます。

そもそも、この融資制度自体が原油価格高騰を想定した融資制度だったのか、ほかに打つ手はなかったのか、本制度を活用するに至った検討経過や、今回、新規融資枠を100億円と設定し、預託金を28億9100万円とした根拠をどのように積算したのか伺うとともに、この金額で道内事業者の資金需要に十分対応できると判断した理由についてお伺いいたします。

○岡田遼副委員長　金融担当課長瀧澤博文君。

○瀧澤金融担当課長　予算の積算についてでございますが、道内では、このたびの中東情勢の影響により、石油化学製品の供給制約などによる売上高の減少や、仕入価格高騰による売上原価率等の増加などが生じることが懸念されており、道といたしましては、こうした中小・小規模事業者の資金繰りを支援するため、中小企業総合振興資金に中東情勢対策特別枠を創設することとしたところでございます。

新規融資枠につきましては、中小・小規模事業者の資金需要に対応できるよう、中東情勢に関する特別相談窓口への相談実績や、道融資制度に係る１件当たりの新規平均融資額などを踏まえて設定し、金融機関の融資残高に応じて資金を預ける預託金については、この新規融資枠を算定基礎とし、所定のルールに基づき積算したところでございます。

○山根まさひろ委員　預託金の根拠については理解をいたしました。

次に、融資対象は、中東情勢の影響に伴う石油製品等の供給制約により経営上の影響を受け、最近３か月の売上高が前年同期比で５％以上減少等の要件を満たす中小企業とありますが、最近３か月の売上高５％減少に設定した根拠を伺います。

またあわせて、石油や石油製品等の供給制限不安によって、資材や原材料の不足及び価格高騰が中小企業や事業者の粗利率を抑制し、価格転嫁もできずに営業利益率などを圧迫している場合や、石油燃料を絶やすことなくたき続けなければならない工場など、売上反映がないまま経費率が増えている場合など、支援や救済が急がれる中小企業及び事業者への対応をどのように考慮さ

れているのか、お伺いいたします。

○瀧澤金融担当課長　融資対象についてでございますが、この特別枠では、石油化学製品の供給制約などにより売上高が減少している場合につきましては、最近３か月の売上高等が、前年同期に比べ５％以上減少、または、最近１か月の売上高等が、前年同期に比べ10％以上減少、かつ、その後の２か月を含む３か月の売上高等が、前年同期に比べ10％以上減少する見込みのものを対象要件としております。

また、仕入価格高騰による売上原価率等が増加している場合につきましては、最近３か月の売上原価率等が、前年同期に比べ増加、または、最近１か月の売上原価率等が、前年同期に比べ増加、かつ、その後の２か月を含む３か月の売上原価率等が、前年同期に比べ増加する見込みのものを対象要件としております。

この要件につきましては、国のセーフティネット保証の対象要件や、道制度融資の、経営環境の変化等により経営に支障が生じている中小企業者等を対象にした資金メニューの対象要件を踏まえ、設定したところでございます。

○山根まさひろ委員　答弁をいただきました。

売上げの減少と見込み、仕入価格の増加と見込み等を対象要件としているとの答弁ですが、では、その要件を満たした場合、売上高５％以上減少も含めてですけれども、金融機関に相談した全ての法人等は融資を全て受けられますか。

○岡田遼副委員長　地域経済局長矢野伸一君。

○矢野地域経済局長　融資についてでございますが、道の制度融資につきましては、取扱いの金融機関との協調の制度となってございます。

融資に当たりましては、所定の対象要件を満たすことに加えまして、所定の金融機関での審査が行われた上で融資が実行される制度となってございます。

○山根まさひろ委員　それは理解しています。要するに、相談に行っても受けられないところもあるという理解でよろしいですよね。

○矢野地域経済局長　融資についてでございますけれども、融資に当たりましては、金融機関による所定の審査が行われた上で決定されるものであり、審査によりましては融資が受けられない場合もあるものと承知してございます。

○山根まさひろ委員　答弁、ありがとうございます。

次に、業種選定の考え方についてお伺いします。

これまでの融資制度の認定企業は、国のセーフティネット保証制度を活用した制度であり、３か月ごとに対象となる業種が見直され、融資の対象となる業種の幅を広げ、中小企業の経営を下支えする制度です。７月は改定月となり、職種改定基準を新たに、価格、供給、経営、省エネ・新エネ、省資源・リサイクルを柱としつつ、中東情勢を踏まえて支援を拡充し、支援業種が選定されたものと承知しますが、多くの道内中小企業及び事業者が物価高騰の影響を受けており、対象職種を限りなく広範に設定すべきと考えます。

中小企業及び事業者においては、支援対象として取りこぼすことのないよう配慮すべきと考えますが、国の業種選定の考え方についてお伺いいたします。

○矢野地域経済局長　国のセーフティネット保証制度についてでございますが、国では、自然災害や業況の悪化など、中小企業信用保険法で定める要因により経営の安定に支障が生じている中小企業者の資金繰りを支援するため、セーフティネット保証制度を設けております。

この制度における不況業種の指定につきましては、直近では、定例の業況調査結果に加えまして、中東情勢の影響に係る臨時の業況調査結果も考慮し、指定されたものと承知をしております。

道では、４月に、国に対し、資金供給の円滑化を図るため、セーフティネット保証制度の充実などを緊急要望したところであり、この保証制度に対応した道制度融資の資金メニューと併せて、このたび創設いたしました、業種に限らず、中東情勢の影響を受けている中小・小規模事業者の方々を対象とする特別枠の利用促進により、円滑な資金供給に努めてまいります。

○山根まさひろ委員　答弁をいただきました。

今回の支援対象業種については、国が定める認定基準に基づき選定しているとのことであります。また、４月には、セーフティネット保証制度の充実などを緊急要望したとの答弁でありました。

この点に対しては評価いたしますが、それでは、どのように緊急要望し、また、今回の国の業種選定について、道はどのように考えているのか、お伺いいたします。

僕の手元に資料があるのですけれども、今、影響を受けている建設業などを見ますと、舗装工事業、これは基準日の６月末、そして、４月１日からも含めてこれは指定外となっておりまして、こういうところがいっぱいあります。例えば、大工工事業、これは７月１日から認定になっていますが、認定になっていない業種もあります。それと、製造業を見てみますと、更生タイヤ製造業、これは相当影響を受けているだろうと考えるわけですけれども、これは４月１日からも指定外、さらには、再生ゴム製造業は、６月末までは認定されていましたけれども、７月１日からは認定が外れています。飲食業などを見ますと、これもどういう基準でやったのかはちょっと分からないのですが、日本料亭、日本料理は７月１日からは認定されていて、ただの料亭は４月も７月も認定外、焼肉屋さんは、６月30日までは指定されていたのに、７月からは指定されていない。こんなのがいっぱいあるわけですよね。

こういったことを含めて、答弁では、国の認定基準の事業に対し、業種に限らず支援する旨の答弁がありましたけれども、どの支援メニューで支援を考えているのか、道の考えをお聞かせください。

○水口経済部長　制度融資についての御質問でございます。

まずは、セーフティネット保証制度に関してですけれども、このセーフティネット保証制度には不況業種の指定という規定がございまして、その規定に関しては、直近では、定例の業況調査の結果に加えて、中東情勢の影響に係る臨時の業況調査も考慮して、国で指定しているものでご

ざいます。

これにつきましては、私どもの４月の国への要望におきまして、セーフティネット保証の充実などの要望、要は業種の対応の拡大ということを緊急要望したところでございます。

このセーフティネット保証を利用する事業者さん向けの制度融資は、認定企業というメニューがありまして、そこで対応しているものでございます。

おっしゃるとおり、この認定企業の業種というのは限りがあるものですから、今回、道として、売上減少の要件とかはそういったものを準用していますけれども、対象については、認定を受けずとも使えるように、業種に限らず制度を創設したところでございまして、セーフティネット保証の不況業種で指定されていない業種の方々は、私どもが新しく設けた制度のほうで対応していきたいと思っています。

また、売上要件ですとか、原価の上昇の要件に合致しない場合ですと、そのほかの一般貸付けも含め、様々な制度融資がありますので、そこで適切に対応していきたいと思っております。

○山根まさひろ委員　部長、答弁、ありがとうございます。

物価高騰やエネルギー価格の上昇、人手不足などの影響は、業種を問わず広がっておりまして、認定企業の内外によって経営の厳しさに大きな差があるとは言い切れません。世界情勢の影響による緊急経済対策であります。線引きしづらい支援業種の選定など、難しい基準ではなくて、ほぼ全ての業種を対象とすべきであると考えておりまして、融資時に、各法人などは決算等を審査することが必須でございますから、この緊急事態における支援策としては、ある意味、性善説に基づいて金融機関につながる窓口を拡充していくことが重要であると考えております。答弁でもありましたが、見込みも対象としていく以上、世界情勢に鑑み、引き続き、本道経済に資する取組をお願いいたしまして、指摘といたします。

また、とりわけ大きな影響を受けているのは、生産現場や工事現場、医療、介護、福祉の現場、製造業、運輸業など、日々、額に汗を流しながら地域社会を支えている方々であります。その多くを占める中小・小規模事業者は、大企業と比較しまして、価格転嫁や資金調達が難しく、燃料費や原材料費、人件費の上昇を十分に吸収できない現状に置かれていると考えております。

特に、今後の経済対策においては、単に企業数や売上規模だけで判断するのではなく、地域の暮らしや産業基盤を支える中小・小規模事業者を重点的に支援し、事業継続を通じて地域経済全体の下支えにつなげていく視点が重要であると考えます。

そのことも含めまして、知事に直接聞きたいというふうに思いますので、委員長のお取り計らいをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○岡田遼副委員長　山根委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、

経済部及び労働委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田遼副委員長　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

６月30日火曜日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時26分散会